

国や全国の自治体と共に、活力ある日本の未来を創造するために

京都市政の推進に当たり、格別の御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

【持続可能な行財政の確立に向けて】

本市では、令和3年8月に策定した「行財政改革計画 2021-2025」の下、全庁を挙げた抜本的な改革と、暮らし・経済の下支え・活性化、担税力強化に取り組んでまいりました。その結果、令和5年度予算では22年ぶりに収支均衡を達成し、公債償還基金の計画外の出崩しなどの特別の財源対策をゼロに。持続可能な行財政確立への道筋をつけることができました。地方交付税の必要額の確保、市営地下鉄への支援制度の充実・強化（特例債の延長、緩和債の発行可能額の増加）などの御支援を賜ったことに、厚く御礼申し上げます。

今後も、不透明な経済情勢、高齢化等にもともなう社会福祉関連経費の増加等に対応しつつ、改革と都市の成長による収支均衡の財政運営を継続し、将来にわたり持続可能な財政基盤を確立する必要があります。市民の皆様が安心安全に京都で暮らし、京都の魅力を未来に継承・発展させていけるよう、引き続き、市民の皆様の御理解・御協力を得ながら、持続的に発展する都市を目指し、たゆまぬ努力を続けてまいります。

【物価高対策と市民生活・京都経済の下支えに向けて】

この間、本市では地方創生臨時交付金等を活用し、市民生活を守るために必要な取組を、スピード感を持って実行してまいりました。しかし、物価の高騰等の影響により、依然として、市民生活や京都経済は厳しい状況が続いています。

市民の皆様のいのちと暮らしを徹底して守り抜き、引き続き、今最も困っている方に寄り添った支援を迅速かつ着実に実行する。同時に、京都産業の基盤である地域企業の下支え・成長支援や、文化芸術の振興を後押しし、市民の皆様と共に社会経済活動の回復に向けた取組を推進します。また、日本のMICE戦略に資する京都国際会館の拡張整備等、活力ある日本の未来に向けて、国や京都府と共に取り組んでまいります。

【双京構想・文化首都の実現に向けて】

京都は、東京以外に全国で唯一現役の御所を有し、千年を超えて皇位継承の舞台となり、我が国の都として、歴史・文化を紡いでまいりました。今後とも、皇室の弥栄を願う思いを京都市民、そして全国の人々と共有しながら、皇室の方々をお迎えするにふさわしい品格あるまちづくりや機運醸成に取り組んでまいります。

また、文化首都として、3月に京都に移転した文化庁との連携を深めながら、オール京都・オール関西で2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）に向けた取組を進めるとともに、文化の力で社会的課題を解決し、日本の文化の継承・発展、ひいては国際交流、世界平和に貢献する所存です。

引き続き、京都府、京都商工会議所、文化団体等と共に、東京と京都が我が国の都としての機能を双方で果たしていく取組を重ねてまいります。

【これらの取組に、国の理解と協力を】

これらの取組は、活力ある日本の未来を創造するために京都市ならではの役割を果たすことを志すものです。その推進には国の御理解と御協力が不可欠であり、より一層の御支援を要望致します。

京都市長 門川 大作

【提案・要望項目一覧】

☆：市・府共同提案項目（提案・要望の大きな方向性が同じであり、市・府が共同して提案を行う事項）
◎：説明用資料（12ページ以降）を参照

① 持続可能な行財政の確立に向けた財源の確保等

1 大都市財政の実態を踏まえた財源の確保等		【内閣府】 【総務省】
◎	1-(1) 大都市需要等を反映した地方交付税の適切な算定	＜13ページ＞
	1-(2) 公共施設等適正管理推進事業債の公用施設等への対象拡大・恒久化	
	1-(3) 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設	
	1-(4) 大都市特有の財政需要を考慮した法人所得課税、消費・流通課税などの配分割合の拡充強化	
	1-(5) 新たな大都市制度「特別自治市」の創設や、それまでの国及び道府県からの事務権限の移譲と自主財源の保障	
2 地下鉄事業の中長期的な安定運営に向けた支援		【総務省】 【国土交通省】
◎	2-(1) 極めて厳しい経営状況である地下鉄事業に対する支援	＜19ページ＞
	2-(2) 地下鉄駅出入口等の浸水対策に対する補助金の確保と補助対象の拡充（変電所設備等）	
	2-(3) 既存建築物の省CO2改修支援事業における駅設備等（地下鉄の駅舎等）への補助対象の拡充	
	2-(4) 高金利建設企業債の借換制度の創設（3%以上での借換実施）	
	2-(5) 鉄道事業用トンネルの法定耐用年数の延長（60年⇒75年）	
	2-(6) 可動式ホーム柵の設置促進に対する財政支援（補助制度の拡充等）	
3 市バス事業の中長期的な安定運営に向けた支援		【総務省】 【厚生労働省】 【国土交通省】
◎	3-(1) 極めて厳しい経営状況である市バス事業に対する支援	＜19ページ＞
	3-(2) ノンステップバスの更新や停留所バス接近表示器等の設備整備に対する補助金の確保	
	3-(3) バス運転士や整備士の担い手不足に対応するための支援（大型二種免許取得費用に係る財政支援の充実等）	
	3-(4) バス車両の実際の使用年数（本市では約18年）を踏まえた企業債償還期間（現行5年）の延長	

	◎ 4 自治体情報システム標準化の実現に向けた財政措置等の課題解決		＜23ページ＞ 【デジタル庁】 【総務省】
	4-(1)	大都市特有の事情も考慮した必要額の全額措置	
	4-(2)	円滑な移行を実現できるIT技術者確保の環境整備	
	4-(3)	取組を推進するうえで必要不可欠な情報の適時的確な提供	
	5	マイナンバーカードの申請受付・交付体制確保に向けた確実な財政措置	【総務省】
	5-(1)	マイナンバーカードの申請受付・交付体制の確保のための確実な財政措置	
	5-(2)	当初予算での必要額の確保及び予算額の明確な提示	
	6	定年引上げに伴う人事給与制度の改正による給与費増加に対する財政措置	【総務省】
	② 福祉・医療の充実と子育て・教育への支援		
	7	福祉施策の更なる充実と十分な財政支援等	【こども家庭庁】 【厚生労働省】
	◎ 7-(1)	障害福祉サービス（訪問系サービス）における国庫負担金の不足による超過負担の改善	＜25ページ＞
	◎ 7-(2)	物価高騰の影響を踏まえた社会福祉施設及び医療機関等の運営に対する支援	＜59ページ＞
	7-(3)	生活保護制度の国の責務による実施とそれに見合う国庫負担の充実・強化、及びケースワーカーの人件費を含めた地方負担への財政支援	
	7-(4)	生活保護における適正な医療行為の給付に向けた、頻回受診や重複処方等過剰な医療行為を制限する仕組みの構築	
	7-(5)	生活困窮者自立支援制度に係る財政支援の拡充など、生活が困難な方を支える取組の充実	
	7-(6)	アウトリーチによるひきこもり支援に係る財政支援の上限額の撤廃及び制度恒久化、ひきこもり対策推進事業補助金の充実（生活困窮者自立相談支援事業と同じ負担率の適用）	
	8	国民健康保険制度の抜本的な改革	【厚生労働省】
	8-(1)	他の医療保険制度との一本化など抜本的な制度改革の早期実現、及び我が国の医療保険制度の将来像の提示	
	8-(2)	制度改革実現までの財政措置の拡充 ・国庫負担率の引き上げ ・国民健康保険財政基盤強化策の更なる拡充 ・特定健康診査及び特定保健指導に対する財政措置の拡充	

9	いのちを守る感染拡大防止と保健医療体制の確保	【内閣官房】 【厚生労働省】
9-(1)	医療機関での新型コロナウイルスワクチン接種への円滑な移行を進めるための、十分かつ柔軟な支援等	
9-(2)	保健所等の体制・機能強化及び地域医療等の維持のための財政支援等	
9-(3)	歯科保健医療提供体制の維持に向けた財政支援及び生涯を通じた歯科健診の具体的な検討等	
9-(4)	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく指定都市の役割の明確化、権限の強化	
10	子ども・子育て支援の充実	【内閣府】 【こども家庭庁】 【文部科学省】 【厚生労働省】
◎	10-(1) 保育所や学校における医療的ケア児への支援の充実	<27ページ>
◎	10-(2) 保育士配置基準の抜本的な見直し、及び保育士・幼稚園教諭等の更なる処遇改善	<27ページ>
◎	10-(3) 子ども医療費（小学生以上分）等の地方単独事業の実施に伴う、国民健康保険制度における国庫負担金の減額調整措置全廃	<27ページ>
◎	10-(4) 自治体の財政力にかかわらない、全国統一の子ども及びひとり親家庭等に対する医療費助成制度の創設	<27ページ>
	10-(5) 国の責任による幼児教育・保育の無償化の円滑な推進	
	10-(6) 児童虐待防止対策等の更なる体制強化、里親等支援の充実（児童養護施設等と同等の措置費単価の設定等）	
	10-(7) 児童館及び放課後児童クラブの更なる充実のための十分な財政措置（補助単価の引上げや職員の更なる処遇改善等）	
	10-(8) 子どもの貧困対策に関する財政支援の継続・充実	
	10-(9) 児童扶養手当の財政支援の拡充や、高等職業訓練促進給付金等事業の拡充措置の継続など、ひとり親家庭への財政支援の充実	
	10-(10) 「社会でこどもを育てる」環境づくりの促進に向けた、働き方改革の推進に係る財政支援の充実（地域女性活躍推進交付金の更なる充実等）	
	10-(11) 育児休業取得に伴う更なる経済的な支援など、誰もが育児休業を取得しやすくなるための育児休業制度の充実	

11 教育環境の充実		【文部科学省】 【スポーツ庁】 【文化庁】
◎	11-(1) 国における小中学校の給食費無償化の早期実現、給食施設整備に資する学校施設環境改善交付金の十分な確保（補正予算含む）	<31ページ>
◎	11-(2) 「GIGAスクール構想」の運用に係る継続的な財政支援等	<31ページ>
◎	11-(3) 学校施設における空調設備の老朽化に対応するための、機器更新等に向けた財政支援の充実	<31ページ>
◎	11-(4) 学校給食用の食材費高騰に対する財政支援の継続	<59ページ>
	11-(5) 新学習指導要領への対応や喫緊の教育課題の克服に向けた教職員定数の抜本的改善	
	11-(6) 働き方改革の一層の推進に向けた教員業務支援員の全校配置及び部活動指導員の配置に係る十分な財政支援	
	11-(7) 中学校における35人学級の実現	
	11-(8) 小学校における教科担任制の導入に向けた教職員定数の確保及び教科担任制加配に係る資格要件の緩和	
	11-(9) 中学校休日運動部活動の地域移行に係る財政支援の継続・充実等	

③ 文化及び経済活動への支援、地方創生の推進

12 文化芸術に対する一層の支援等		【内閣官房】 【総務省】 【文部科学省】 【文化庁】 【経済産業省】
☆ ◎	12-(1) 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）と連携した、オール京都によるアートフェアの開催への支援など、文化行政の一層の推進に向けた支援	＜35ページ＞
☆ ◎	12-(2) 文化行政の発展につなげるための、文化庁、本市・京都府等による連絡会議の実施及び文化政策の発信力の強化	＜35ページ＞
☆ ◎	12-(3) 国立文化財修理センター（仮称）の京都への早期設置、及び文化関係独立行政法人等（国立文化財機構、国立美術館、日本芸術文化振興会、日本芸術院）の効果的な広報発信・相談機能の京都設置	＜35ページ＞
☆ ◎	12-(4) 文化庁予算の抜本的拡充、並びに「食文化推進本部」・「文化観光推進本部」における一層の政策立案の推進	＜35ページ＞
◎	12-(5) 京都駅東部エリアへの移転を契機とした京都市立芸術大学の更なる発展に向けた支援	＜35ページ＞
☆	12-(6) 「古典の日フォーラム」の継続した共同開催による「古典の日」の更なる認知度の向上、全国的な展開に向けた取組	
	12-(7) アート市場活性化に向けた、団体・個人がアート作品を購入・寄附する際の税制優遇措置の充実（寄附金控除の適用金額を時価相当額とすること等）	
	12-(8) MANGAナショナル・センター構想における日本のマンガ文化の総合拠点である「京都国際マンガミュージアム」の活用	
	12-(9) 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の効果を関西全体に波及させるための取組に対する財政支援等	
13 文化遺産の保存・活用に対する支援等		【文化庁】
13-(1)	文化遺産の保存活用や防災対策のための財政支援（収蔵施設の新設・増改築等に対する、「地域の特色ある埋蔵文化財活用事業費国庫補助」の活用等）、及び相続税の控除などの税制優遇の拡充	
13-(2)	文化財保存活用地域計画に基づき、市町村が独自で実施する未指定文化財の保存・活用への財政支援	
13-(3)	無形文化財及び無形民俗文化財の登録制度に係る着実な取組の推進、並びに国登録無形文化財及び無形民俗文化財の修理補助金の創設等による財政支援	
13-(4)	国登録無形文化財に登録された京料理に関する取組への支援	
13-(5)	「伝統的酒造り」をはじめ、和装（きもの文化）、華道、茶道、庭園文化等の「和の文化」のユネスコ無形文化遺産への登録に向けた取組・支援	
13-(6)	琵琶湖疏水の魅力向上策への継続的な財政支援	

	14	持続可能な観光の実現に向けた支援の充実	【観光庁】
	◎	14-(1) 市民生活と調和した観光の実現に向けた施策の推進	<39ページ>
	◎	14-(2) インバウンドの回復やMICE誘致に向けた支援	<39ページ>
	◎	14-(3) デジタル社会における地方創生に資する観光統計の整備拡大及び観光統計を活用した受入環境整備の推進	<39ページ>
		14-(4) 観光の需要喚起や地域の消費拡大、修学旅行の実施に向けた支援の拡充等	
		14-(5) 観光事業者等による生産性の向上、観光客等への情報発信などの取組への支援の拡充	
	15	違法「民泊」の根絶及び「民泊」の適正な運営の確保に向けた、国における指導監督の徹底、地域の実情を踏まえた法制度への見直し	【厚生労働省】 【観光庁】
	15-(1)	国内外の仲介サイトの取締をはじめ、住宅宿泊仲介業者等への指導・監督の徹底	
	15-(2)	更新制の許可制度の導入や法における条例委任の範囲拡大など、地域の実情を踏まえた柔軟な運用が可能となるような、法改正を視野に入れた課題の検討、制度見直し	
	◎ 16	歴史文化都市・京都における歴史的建築物（京町家等）の保全・継承・創造の更なる推進に向けた、脱炭素社会実現にも資する建築基準法等の制度拡充や、相続税の軽減措置等	<41ページ> 【文化庁】 【国土交通省】
	16-(1)	木造建築物のエネルギー消費量を適切に評価できる規定の整備	
	16-(2)	歴史的建築物（京町家等）の建築に係る建築主の負担軽減につながる制度の早期実現	
	16-(3)	地域の文化を象徴する歴史的建築物（京町家等）に係る相続税に関し、軽減措置の対象への追加及び公開などで活用する場合の納税猶予制度の創設	
	17	国の指定する「伝統的工芸品」の指定拡大及び市指定の伝統産業製品に対する支援制度の創設	【経済産業省】
☆	18	新たなイノベーションの創出や京都経済の持続的な成長に向けた支援	【内閣府】 【文部科学省】 【経済産業省】
	◎	18-(1) 「地方拠点強化税制」の継続及び拡充型の区域設定の見直しによる、本市全域への優遇対象拡大	<43ページ>
		18-(2) 地方自治体独自のスタートアップ支援の取組に対する補助制度の創設など、スタートアップ・エコシステム形成に向けた支援の充実	

19	事業活動の下支えと経済回復を後押しする支援の充実	【金融庁】 【中小企業庁】
◎	19-(1) 物価高等の影響を踏まえた、幅広い業種を対象とする申請・活用しやすい支援制度の構築及び事業再構築補助金など国が実施してきた支援策の継続・充実・再実施 <59ページ>	
◎	19-(2) 燃料油をはじめとする、エネルギーや資材等の安定供給及び価格低減に向けた措置の実施や、適正な価格転嫁に向けた発注元事業者への指導・監視の徹底などの環境整備 <59ページ>	
19-(3)	民間金融機関による実質無利子・無保証料融資の条件変更に伴う追加の信用保証料への補助など、金融支援の更なる充実と事業者等の負担軽減に向けた支援	
19-(4)	公益財団法人等を信用保証制度の対象とするための、中小企業信用保険法の要件緩和	
19-(5)	地方自治体独自の取組に対する財政支援など、中小企業等のデジタル化やDXを一層推進する施策の充実	
20	地域企業の担い手確保等への支援の充実	【厚生労働省】
◎	20-(1) 物価高等の影響を踏まえた、非正規雇用労働者やフリーランスなど不安定な立場にある方への支援及び賃金の引上げに向けた事業者の生産性向上の取組等に対する支援の充実 <59ページ>	
20-(2)	地域の実情を踏まえた「地域企業」の担い手確保・定着支援及び若者の就職支援をするための新たな交付金制度の創設	
20-(3)	出向による新たな分野への円滑な労働移動を支援する制度（産業雇用安定助成金）の拡充	
20-(4)	就職活動におけるハラスメントの防止対策の強化	
21	安全・安心な食生活と世界に誇る「京の食文化」を支える京都市中央市場の運営及び再整備に対する財政支援	【農林水産省】
◎	21-(1) 物価高等の影響を踏まえた、市場関係者をはじめとする中間流通業者に対する財政支援 <59ページ>	
21-(2)	中央卸売市場の整備に対する交付金の財源確保及び財政支援の充実（補助率の引上げ等）	

22	学生が安心して学べる環境づくりへの支援	【文部科学省】
22-(1)	経済的な困難や不安を抱えている学生に対する、修学支援新制度や貸与型奨学金などの負担軽減策の充実	
22-(2)	遠隔授業に必要な機器や通信環境など、大学が実施する学修環境の整備に対する財政支援	
22-(3)	大学等の留学生誘致活動に対する財政支援の充実や、留学生を積極的に雇用する中小企業に対する支援制度の創設など、留学生の受入から定着まで一貫した取組に対する支援の充実	
22-(4)	大学運営に必要な基盤的経費等に対する支援の充実（国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金の更なる総額確保）	
22-(5)	特色化・機能強化に取り組む中小規模大学をはじめとする大学や大学間連携組織に対する財政支援の充実（私立大学等改革総合支援事業の更なる総額確保等）	
23	国によるウクライナ避難者に対する支援の継続及び地方自治体の取組に対する十分な財政支援	【出入国在留管理庁】
◎ 24	京都・近畿の発展に大きな可能性を有する、京都刑務所、京都拘置所、京都運輸支局など、国有地の有効活用を検討	<45ページ> 【法務省】 【国土交通省】
④ 安心安全、環境にやさしいまちづくりの推進		
25	2050年までの脱炭素社会構築に向けた抜本的な転換を促進する取組の支援等	【総務省】 【農林水産省】 【資源エネルギー庁】 【環境省】
◎	25-(1) 地域の実情に合わせた、より柔軟な地域脱炭素実現のための支援	<47ページ>
25-(2)	脱炭素社会及び原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会の構築に向けた再生可能エネルギーの主力電源化に必要な支援措置の充実	
25-(3)	地域気候変動適応センターをはじめ、適応策を継続的に推進するための財政支援の充実（気候変動情報収集・分析委託業務の金額引上げ・継続、その他の財政支援の創設）	
26	安心・安全なまちづくりのための社会資本整備や総合的な防災対策の推進	【国土交通省】
☆ ◎	26-(1) 国の財源（個別補助事業、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金）の確保・拡充	<49ページ>
26-(2)	道路の防災機能強化、成長戦略に資する整備等に係る財政支援	
26-(3)	局地的な集中豪雨等に備えた総合的な浸水対策の推進	
☆ ◎ 27	将来を見据えた広域的な道路ネットワークの構築	<50ページ> 【国土交通省】

28	多様な整備手法による、着実かつ迅速な無電柱化の推進	【国土交通省】
28-(1)	国による継続的かつ安定的な財政支援	
28-(2)	国の働きかけによる更なる無電柱化推進のための技術開発の促進（地上機器の小型化や通信引込設備の無線化など）	
28-(3)	無電柱化の更なる推進を図るための、電線管理者への財政支援（単独地中化の設計費や工事費への助成など）	
28-(4)	国直轄事業における継続的な無電柱化事業の推進	
29	街路樹や公園樹木、公園の整備推進	【国土交通省】
29-(1)	地域の憩いの場となる公園再整備、グリーンインフラ推進のための財政支援	
29-(2)	街路樹の災害復旧事業に係る採択要件の緩和	
30	上下水道事業に対する財政支援の拡充等	【総務省】 【厚生労働省】 【国土交通省】
◎ 30-(1)	水道施設の老朽化対策及び耐震性の向上に対する、国の財政支援制度における対象の拡充、水道料金に関する採択基準の緩和及び補助率の引上げ <51ページ>	
◎ 30-(2)	新型コロナウイルス感染症に伴う減収、電気料金の高騰等に対する財政支援の拡充 <59ページ>	
30-(3)	配水管の法定耐用年数の見直し	
30-(4)	下水道事業における国土強靱化のための財源の確保	
30-(5)	高金利建設企業債の借換制度の創設（３％以上での借換実施）	
31	都市部における交通渋滞や、市民・観光客のマイカー依存の解消等に向けた新たな制度・仕組みの構築等	【国土交通省】
31-(1)	MaaSの推進に向けて、各交通事業者等の関連データの整備・活用を進めるための更なる財政支援等	
31-(2)	自動運転などの次世代技術の実用化に向けた開発の促進	
32	持続可能な公共交通の確保・維持に向けた支援	【国土交通省】
◎ 32-(1)	幹線補助及びフィーダー補助による安定的な財政支援及び制度充実 <53ページ>	
◎ 32-(2)	自家用有償旅客運送等に特化した財政支援制度の創設など、持続可能な住民主体の運送サービスに向けた支援の充実 <53ページ>	
◎ 32-(3)	新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を踏まえたバス事業者等への支援の継続、地域公共交通事業者に対する支援の拡充 <59ページ>	

	33	空き家の活用に向けた実効性ある対策	【総務省】 【国土交通省】
	◎ 33-(1)	「空家等対策の推進に関する特別措置法」の対象拡大	<55ページ>
	33-(2)	空き家の活用を促進するための、固定資産税における住宅用地特例を適用除外とする基準の明確化	
	34	既存住宅の流通促進のための取組強化	【金融庁】 【総務省】 【国土交通省】
	34-(1)	既存戸建て住宅の良質な維持管理やリフォームによる価値の回復・向上等を反映した担保評価の普及促進	
	34-(2)	既存住宅の流通時におけるインスペクションを普及させるための、不動産取得税や登録免許税の減免等の措置	
	35	密集市街地における円滑な地籍調査に向けた積算基準の見直し	【国土交通省】
	36	被災者支援体制の強化	【内閣府】 【消防庁】
	36-(1)	被災者生活再建支援法の適用基準の見直し等 ・同一自然災害における全被災区域での法適用 ・支援対象被害区分の拡大～全壊・大規模半壊・中規模半壊に加えて、半壊・一部損壊まで対象拡大～	
	36-(2)	避難所の機能強化、環境改善などの防災対策を推進するため、長期間、幅広く活用できる支援制度の拡充（新型コロナウイルス感染症対策に関わらない備蓄倉庫の整備など、緊急防災・減災事業債の対象事業の拡充）	
⑤ 国土の調和ある発展	37	原子力災害対策の強化に向けた緊急時モニタリング体制の整備及び避難道路の整備など関係周辺自治体への財政支援の拡充（電源立地地域対策交付金等の対象自治体拡充等）	【内閣府】 【原子力規制委員会】
	☆ ◎ 38	北陸新幹線（敦賀以西ルート）の円滑な整備の推進、地元負担の実質ゼロ乃至極小化及び関西国際空港への延伸	<57ページ> 【国土交通省】
	38-(1)	市民生活や経済活動への影響に最大限配慮した北陸新幹線（敦賀以西ルート）の円滑な整備の推進	
	38-(2)	地元負担実質ゼロ乃至極小化のための支援	
	38-(3)	関西国際空港への延伸	
	☆ 39	リニア中央新幹線の京都誘致の実現等（京都を通る整備ルート の選定と大阪までの早期開業）	【国土交通省】

【説明用資料一覧】

	提案・要望項目	項目番号	ページ
○	大都市需要等を反映した地方交付税の適切な算定	1-(1)	<13ページ>
○	極めて厳しい経営状況である市バス・地下鉄事業に対する支援	2-(1) 3-(1)	<19ページ>
○	自治体情報システム標準化の実現に向けた財政措置等の課題解決	4	<23ページ>
○	障害福祉サービス（訪問系サービス）における国庫負担金の不足による超過負担の改善	7-(1)	<25ページ>
○	子ども・子育て支援の充実	10-(1)(2) (3)(4)	<27ページ>
○	教育環境の充実	11-(1)(2) (3)	<31ページ>
○	文化芸術に対する一層の支援等	12-(1)(2) (3)(4)(5)	<35ページ>
○	持続可能な観光の実現に向けた支援の充実	14-(1)(2) (3)	<39ページ>
○	歴史文化都市・京都における歴史的建築物（京町家等）の保全・継承・創造の更なる推進に向けた、脱炭素社会実現にも資する建築基準法等の制度拡充や、相続税の軽減措置等	16	<41ページ>
○	「地方拠点強化税制」の継続及び拡充型の区域設定の見直しによる、本市全域への優遇対象拡大	18-(1)	<43ページ>
○	京都・近畿の発展に大きな可能性を有する、京都刑務所、京都拘置所、京都運輸支局など、国有地の有効活用の検討	24	<45ページ>
○	地域の実情に合わせた、より柔軟な地域脱炭素実現のための支援	25-(1)	<47ページ>
○	国の財源（個別補助事業、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金）の確保・拡充	26-(1)	<49ページ>
○	将来を見据えた広域的な道路ネットワークの構築	27	<50ページ>
○	水道施設の老朽化対策及び耐震性の向上に対する、国の財政支援制度における対象の拡充、水道料金に関する採択基準の緩和及び補助率の引上げ	30-(1)	<51ページ>
○	持続可能な公共交通の確保・維持に向けた支援	32-(1)(2)	<53ページ>
○	「空家等対策の推進に関する特別措置法」の対象拡大	33-(1)	<55ページ>
○	北陸新幹線（敦賀以西ルート）の円滑な整備の推進、地元負担の実質ゼロ乃至極小化及び関西国際空港への延伸	38	<57ページ>
○	原油価格・物価高騰を踏まえた、事業者、市民生活に対する支援の充実	7-(2) 11-(4) 19-(1)(2) 20-(1) 21-(1) 30-(2) 32-(3)	<59ページ>

說明用資料

【提案・要望事項】

大都市需要等を反映した地方交付税の適切な算定

① 大都市に偏重した交付税の削減の見直し

1 提案・要望

令和4年度においては、国の経済対策等に合わせた独自の地域活性化策等を円滑に実施できるよう追加交付を行っていただき、また、令和5年度においても、地方税収が増加する中、住民のニーズに的確に応えつつ、様々な行政サービスを安定的に提供できるよう必要な地方交付税を確保いただいたことに御礼申し上げます。

他方、社会福祉費の増加に併せ、燃料費、物価資材費、人件費の高騰に伴い、住民サービスや行政コストの所要額も大幅な伸びを示しており、持続可能な行財政の確立のためには是非とも大都市特有の行財政需要に配慮した交付税算定が不可欠である。

とりわけ、三位一体改革以降、交付税の算定は、小規模自治体に極端に手厚いものとなっていることから、大都市需要にも配慮した算定方法に見直していただきたい。

2 現状・課題

- (1) 事業費補正や包括算定経費等の新設など投資的経費に関する算定の見直しや、地方創生を推進するために新たに措置された歳出項目により、近年は、比較的、小規模市町村に手厚い交付税の算定※が行われている。
- (2) また、地方財政計画上の折半対象財源不足額がなくなった税収回復局面(H18→H20、H30→R2)においては、大都市需要に関連する項目で基準財政需要額が減額調整される傾向にある。
- (3) 指定都市は、一般市町村と同一の事務事業を遂行することに加え、大都市特有の行政需要にも対処する必要がある、他の市町村と同様、厳しい財政状況に変わりはないことから、大都市需要にも配慮し、市町村間の需要額の増減に格差が出ない算定とすることを求める。

※ 小規模市町村に手厚い算定については、本市の外部有識者会議であった「京都市持続可能な行財政審議会（会長：小西砂千夫氏）」からも答申を受けている。

<参考① 基準財政需要額の算定の見直しなどの状況>

- 人口規模（スケールメリット）による嵩上げ・割落とし（段階補正）

（例）平成30年度地域振興費

人口10万人超団体が削減され、4千人未満の団体へ手厚く配分

（本市の影響額 △4億円）

（例）令和3年度包括算定経費

人口10万人超団体が削減（本市の影響額 △5億円）

- 公共投資事業にかかる事業費補正の削減

- 地方創生を推進するための新たな歳出項目（人口減少等特別対策事業費、地域社会再生事業費など）

＜参考② 地方財政計画上の財源不足解消（縮小）時期の交付税算定状況＞

(単位：億円)

		H18	H20	H18⇒H20 増減率	H30	R2	H30⇒R2 増減率
京都市	基準財政需要額 (A)	2,998	2,887	-3.7%	3,394	3,384	-0.3%
	基準財政収入額 (B)	2,055	2,109	2.6%	2,372	2,549	7.5%
	差引 (A-B)	943	778	-17.5%	1,022	835	-18.3%
五大市（京都市以外）	基準財政需要額 (A)	19,437	18,997	-2.3%	23,401	23,644	1.0%
	基準財政収入額 (B)	16,869	17,459	3.5%	20,117	21,096	4.9%
	差引 (A-B)	2,568	1,538	-40.1%	3,284	2,548	-22.4%
その他指定都市	基準財政需要額 (A)	23,340	23,328	-0.1%	34,604	35,366	2.2%
	基準財政収入額 (B)	18,447	19,025	3.1%	26,210	27,569	5.2%
	差引 (A-B)	4,893	4,303	-12.1%	8,394	7,797	-7.1%
中核市	基準財政需要額 (A)	24,773	24,804	0.1%	36,176	37,218	2.9%
	基準財政収入額 (B)	19,268	19,786	2.7%	26,836	28,292	5.4%
	差引 (A-B)	5,505	5,018	-8.8%	9,340	8,926	-4.4%
その他市町村	基準財政需要額 (A)	146,409	147,535	0.8%	148,398	154,403	4.0%
	基準財政収入額 (B)	93,190	95,875	2.9%	87,180	92,021	5.6%
	差引 (A-B)	53,219	51,660	-2.9%	61,218	62,382	1.9%

※基準財政需要額 (A) は臨時財政対策債振替前の額

⇒ こうした、大都市に偏重した基準財政需要額の見直し等の影響により、地方交付税をはじめとする一般財源の増減率に、団体の類型間で大きな格差が生じている。

＜参考③ 人口一人当たりの市税・地方交付税等の増減の状況＞

(単位：千円)

項目		H15年度	R3年度	H15→R3 増減額	H15→R3 増減率
京都市	一般財源	266	290	24	+ 9.1%
	うち市税＋府税交付金	177	221	44	+ 24.9%
	うち地方交付税・臨財債	89	69	△20	△22.1%
（京都市以外） 五大市	一般財源	275	291	17	+ 6.0%
	うち市税＋県府税交付金	224	252	28	+ 12.5%
	うち地方交付税・臨財債	50	39	△12	△22.9%
指定 その他都市	一般財源	249	269	20	+ 7.9%
	うち市税＋県府税交付金	188	208	20	+ 10.6%
	うち地方交付税・臨財債	61	60	△0	△0.4%
中核市	一般財源	215	248	33	+ 15.5%
	うち市税＋県府税交付金	162	184	22	+ 13.7%
	うち地方交付税・臨財債	53	64	11	+ 21.0%
市町村 その他	一般財源	242	301	59	+ 24.4%
	うち市税＋県府税交付金	138	175	37	+ 26.9%
	うち地方交付税・臨財債	104	126	22	+ 21.2%

※一般財源は地方財政状況調査の数値。人口は直近の国勢調査の数値。

※指定都市の数値は、県・府費教職員給与費の移管の影響を除いている。

② 事業所税に係る交付税の的確な算定

1 提案・要望

大都市地域における都市環境の整備・改善に用途が限定されている目的税である事業所税については、課税団体が大都市等 77 団体に限られる偏在が著しい税源であり、本来、普通交付税の算定において、基準財政収入額へ算入する性格のものではない。このことは、課税団体が 988 団体(R 3 課税実績ベース)の目的税である入湯税は基準財政収入額に算入されていないことから明らかである。

このため、現行制度を継続する場合は、課税団体に限定して見合いの基準財政需要額を割増算入することが、公平な算定上、不可欠であることから、制度改正を求める。事業所税見合いの需要額を算定しない場合、課税団体の事業所税収入の 75%相当の交付税を非課税団体に再配分する結果となり、実質上、算定の公平性や財政自主権を損ねることとなる。

2 現状・課題

- (1) 本市をはじめ、指定都市など一部の自治体では、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てる目的税として、事業所税を徴収している。
- (2) 事業所税については、税收規模が大きく、用途が包括的に規定されていること等を理由に、税收の 75%が基準財政収入額に算入されており、事実上、課税団体の交付税が減額されている。
- (3) これに対し、基準財政需要額の地域振興費にて、課税団体への配分が明確に割増されているが、当該費目の割増のみでは、事業所税に係る基準財政収入額の 6 ～ 7 割の額しか措置されていない状況。

<u>基準財政需要額の割増額</u>	=67.5% (他都市 68.1%) ※R 4 決定額ベース
事業所税に係る基準財政収入額	

- (4) 本市は、地下鉄、街路整備、橋りょうなど大規模な都市インフラを抱えているが、上記の算定ルールによって、事実上一般財源収入が約 20 億円減少（基準財政需要額の割増額－事業所税に係る基準財政収入額）している。
- (5) 事業所税は、人口・事業所が集中し、都市環境の整備を必要とする都市の行政サービスと、その所在する事業所との受益関係に着目して課している性格からも、指定都市等の固有財源であり、法定普通税を主体とした標準的な地方税収入を対象とする基準財政収入額への算入になじまないものとする。
- (6) また、本市では都市の成長戦略として、企業の流出防止、呼び込み、定着等に取り組んでいるものの、事業所税が基準財政収入額に算入されることによって、財政面での成果が限定的なものとなっていることも、制度上の課題であると認識。

3 当該要望の効果

地下鉄や道路などの都市インフラについては、市民・事業者の暮らしや経済活動を支えるとともに、国内外から京都を訪れる方々の多様な活動を支えるものであり、当該要望が実現することによって、地下鉄事業をはじめとする都市インフラの維持・充実に資することが可能となる。

③ 観光の振興や課題解決に係る財政需要の的確な反映

1 提案・要望

- (1) ごみ処理や文化財保護など、観光の振興や課題解決に係る財政需要を的確に反映した「観光費」を普通交付税の算定項目として創設すること。
- (2) とりわけ現行の清掃費においては、「入湯税納税義務者数」が、観光地のごみ処理に係る割増の指標となっており、観光客数などが反映されておらず、観光によって生じる財政需要の実態に応じた措置がなされていない。宿泊に関する既存の官庁統計（「宿泊旅行統計調査（観光庁）」や「経済センサス（経済産業省）」）を複数用いることなどによって、観光に伴う経費増を的確に反映した需要額の算定を行うこと。

2 現状・課題

- (1) 本市は大都市特有の財政需要に加え、観光立国・文化芸術立国に貢献する独自の取組を展開しており、他都市にはない財政需要が発生しているが、地方交付税の算定においては、「観光」に係る財政需要が的確に反映されていない。
- (2) 例えば、清掃費については、観光地のごみ処理に係る割増（密度補正）はあるものの、算定に用いられる指標は「観光客数」ではなく「入湯税納税義務者数」であり、「温泉地」以外の財政需要が反映されていない。

<参考：本市の観光ごみ処理経費（令和元年度決算数値）>

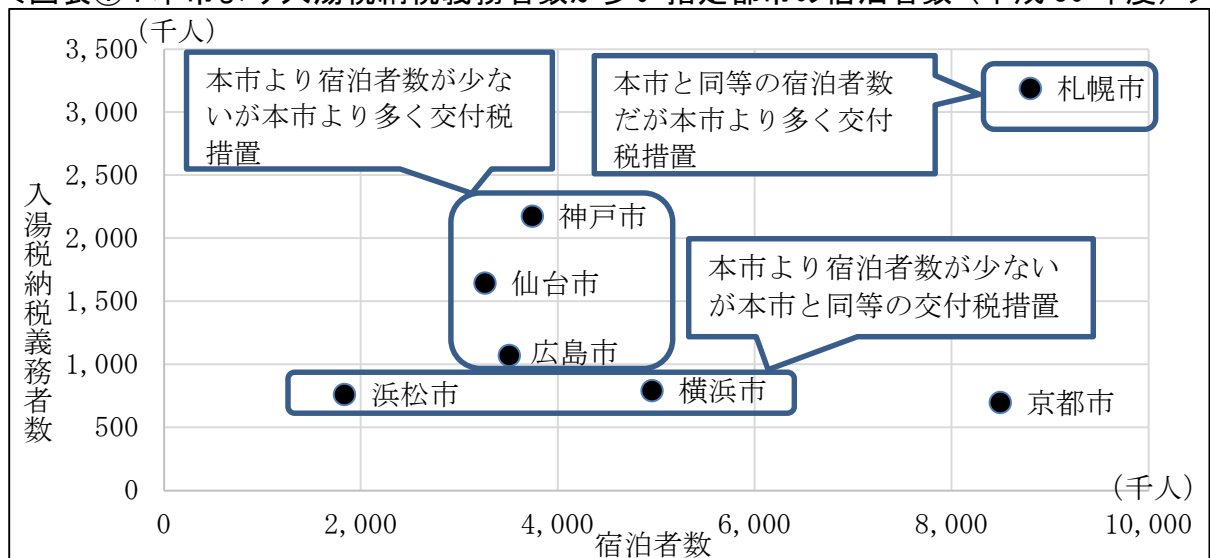
項目	需要額	実経費
清掃費	7百万円	800百万円

また、観光地において、ごみの増加に繋がりやすい消費は「飲食」と考えられるが、飲食費に係る観光消費のうち約75%（※）は宿泊旅行によるものである。

※ 「旅行・観光消費動向調査（2021年）」の日本人の国内旅行消費額（品目別旅行消費額）から算出。観光・レクリエーション目的の観光客に係る飲食費：宿泊約5.5千億円、日帰2千億円。

- (3) こうした状況を踏まえると、「宿泊旅行統計調査（観光庁）」、「経済センサス（経済産業省）」といった既存の官庁統計を複数用いることなどによって、入湯税納税義務者数よりも、我が国の観光の実態に応じた推計を行うことが可能であると考えられる。

<図表①：本市より入湯税納税義務者数が多い指定都市の宿泊者数（平成30年度）>



< 現行の算定式 >

$$\left[\frac{\text{1日当たりの入湯税納税義務者数}}{\text{当該団体人口}} \times \text{当該団体人口} \times \text{単位費用} \right]$$

温泉地以外の観光地の財政需要が反映されていない。

< 算定式改正案 >

「宿泊旅行統計調査」及び「経済センサス」を活用

$$\left[\frac{\text{当該団体の属する都道府県の宿泊客数(注1)} \times \frac{\text{当該団体の宿泊業従業者数}}{\text{当該団体の属する都道府県の宿泊業従業者数(注2)}}}{\text{当該団体人口}} \times \text{当該団体人口} \times \text{単位費用} \right]$$

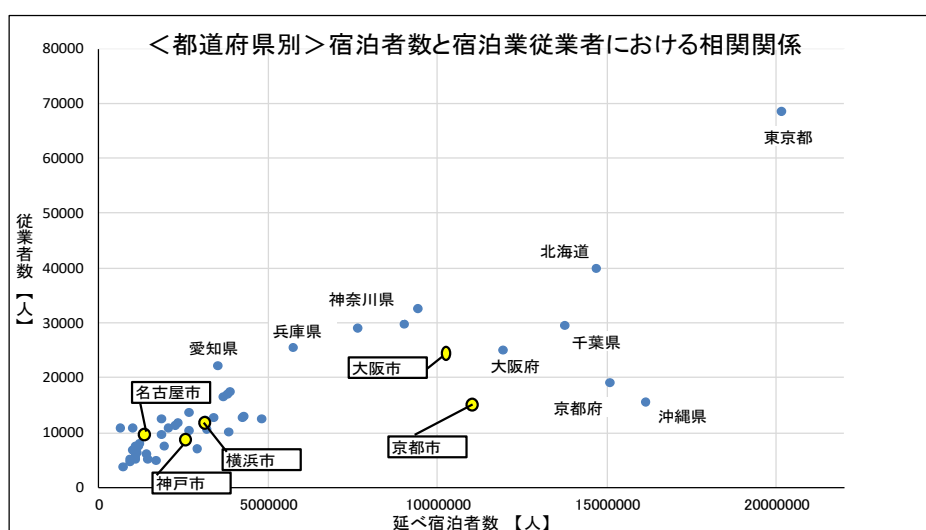
(注1) 宿泊旅行統計調査（観光庁）における「観光目的の宿泊者が50%以上」の施設に係る宿泊者数
 (注2) 平成28年経済センサス-活動調査（経済産業省）における産業中分類「宿泊業」の従業者数

※ 本改正案のように、都道府県数値を何らかの数値を用いて按分している例として、「地域デジタル社会推進費」のうち「精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数」においては、都道府県の数値を指定都市以外の各市町村の人口で按分した値を採用している。

< 図表②：宿泊客数との相関関係について >

宿泊業従業者数は、宿泊者数との相関関係が強く、「市町村別の入湯税納税義務者数」で措置額を決定する現行制度よりも、「都道府県別の宿泊者数を市町村別の宿泊業従業者数」で按分する方法の方が、より実態に応じた算定が可能となる。

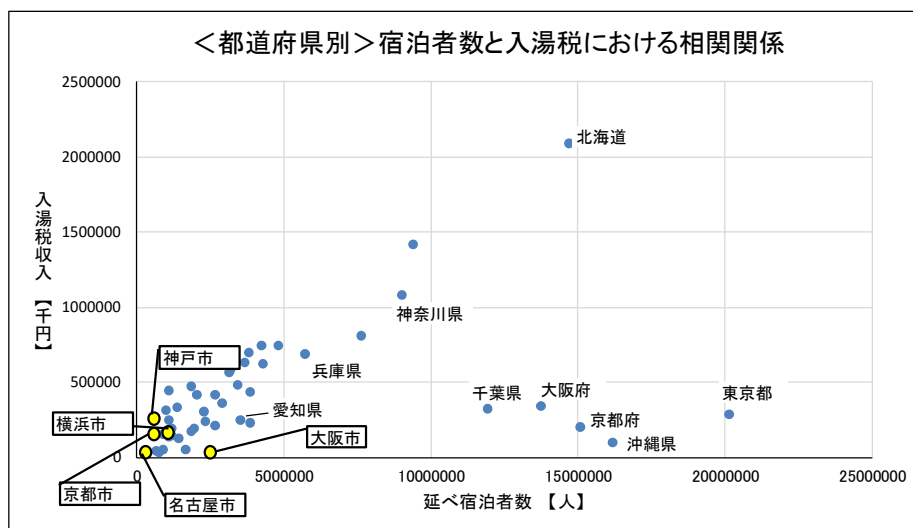
○ 延べ宿泊客数と従業者数の相関係数=0.84



※ 延べ宿泊客数：宿泊旅行統計調査（R元～R3の平均値）。五大市については、宿泊客数の統計がないため、従業者数を基に推計。

※ 宿泊業従業者数：平成28年度経済センサス

○ 延べ宿泊者数と入湯税収入の相関係数＝0.40



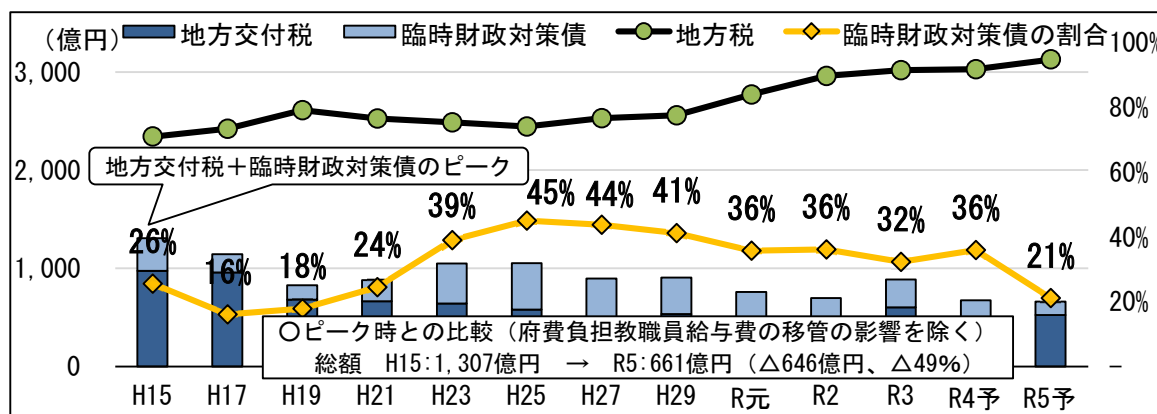
※ 延べ宿泊客数：宿泊旅行統計調査（R元～R3の平均値）。五大市については、宿泊客数の統計がないため、入湯税収入を基に推計。

※ 入湯税収入：決算統計（R元～R3の平均値）。なお、入湯税の納税義務者については市町村別の数字が公表されていないため、入湯税収入で分析している。

【参考】本市の厳しい財政状況

- (1) 地方交付税を含む一般財源収入が伸び悩む（H15：4,074億円⇒R5：4,086億円）
一方で、社会福祉関連経費に要する一般財源は一貫して増加（H15：786億円⇒R5：1,260億円）しており、財政運営を圧迫している。

＜京都市の地方交付税・市税収入等の推移（交付税はピーク時から646億円・△49%の減）＞



- (2) このような状況の中、本市の財政状況は指定都市の中でもとりわけ厳しい状況にあり、財政調整基金残高が災害に備えた必要最低限の水準にとどまる中、これまで不足する財源を減債基金の計画外の出崩しや行政改革推進債など、特例的な市債を発行し補填を行ってきた。このため、これまでに計画外に取り崩した減債基金累計は505億円に上るとともに、市民一人あたりの市債残高は指定都市の中でも高水準にある。

＜財政調整基金残高の推移＞

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度※	R4年度※	R5年度※
京都市	13億円	36億円	0億円	0億円	20億円	44億円	48億円
指定都市平均	206億円	200億円	202億円	216億円	287億円	-	-

※ 税収、退職手当に係る交付税の精算対応分を除く

【提案・要望事項】

極めて厳しい経営状況である市バス・地下鉄事業に対する支援

1 提案・要望

新型コロナウイルス感染症の影響により、危機的な経営状況にある市バス・地下鉄事業に対して、国において、特別減収対策企業債や特例債制度の継続、緩和債の発行要件緩和といった格別の御支援をいただいたことに御礼申し上げます。その結果、地下鉄事業は運賃改定を回避することができた。

一方、今後もお客様数が新型コロナウイルス感染症発生前の状況には回復せず、燃料費や人件費の高騰の影響などから引き続き極めて厳しい経営状況が見込まれる中、両事業が市民生活と多様な都市活動を支える役割を果たせるよう、以下のとおり支援をお願いしたい。

- (1) 今後も新しい生活スタイルの定着等によりお客様数が新型コロナウイルス感染症の発生前には戻らない見込みであること、また、昨今の燃料・電力費をはじめ物価や人件費の高騰の影響などから極めて厳しい経営状況にある公共交通を維持・確保していくため、支援制度を構築すること。
- (2) 特別減収対策企業債について、令和6年度以降も継続するとともに、支払利子の全額補助等の財政措置を拡充すること。
- (3) 「地下高速鉄道整備事業費補助」について、鉄道既存設備の改修・更新にも活用できるよう、補助対象を拡充すること。

また、経営状況が突出して悪い公営地下鉄路線に係る建設改良費について、1／2を一般会計出資債の対象とし、その60%に交付税措置を講じること(※)。

※ 当該措置は、厳しい経営体に限定した水道管路老朽化対策と同様のものであり、措置率は現行の地域鉄道支援に対する財政措置と同一のものである。

【現行の財政措置】

一般会計出資 (20%)	建設企業債 (80%)
交付税措置無し	

【新たな財政措置】

一般会計出資 (50%)	建設企業債 (50%)
交付税措置 60% 地方負担の3割を交付税措置 (50%×60%=30%)	

- (4) 新型コロナウイルス感染症のような不測の事態により変化する需要動向や物価高騰等の社会情勢に応じて、機動的・弾力的な運賃設定を可能とするなど、自由度の高い運賃制度を構築すること。

特に、本市においては、観光利用が多い特性を踏まえ、観光利用と日常生活を中心とした市民利用との棲み分けについて、運賃制度をはじめ各種規制を柔軟に運用できるような制度構築に向け検討を行うとともに、必要な財政支援措置を講じること。

- (5) 「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」について、運行情報のオープンデータ化やキャッシュレス決済の機能拡充をはじめ、交通DXを一層推進する事業等の予算を大幅に増額したうえで、地下鉄事業を補助対象に含めること。

2 市バス・地下鉄の経営状況

- 本市の市バス事業は、全体の3／4を占める赤字系統を1／4の黒字系統で支える構造であり、地下鉄事業は建設に係る企業債償還の負担が非常に大きいなど両事業とも厳しい経営状況が続いていた。
- 加えて、令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により運賃収入が大きく減少し、地下鉄事業は令和2年度決算で財政健全化法に基づく経営健全化団体となり、市バス事業は令和3年度から累積資金不足が生じ、令和4年3月に策定した「京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン【改訂版】」（以下「経営ビジョン【改訂版】」という。）で両事業とも将来的な運賃改定を見込まざるを得ない大変厳しい経営状況となった。
- 令和4年度は通勤・通学の定期券で御利用いただくお客様が徐々に回復し、また、春・秋の観光シーズンには全国旅行支援など国の対策を契機に観光地を中心に賑わいが戻りつつあり、一定程度市バス・地下鉄の御利用は増加傾向にある。しかし、コロナ前の状況には及ばず、令和2～4年度の3年間で、コロナ前の令和元年度から市バス・地下鉄事業合計で▲325億円もの大幅な減収となる見込みであり、依然として厳しい経営状況を余儀なくされている。
- このような厳しい状況の中、地下鉄事業は、「経営ビジョン【改訂版】」に掲げる経営健全化に取り組んだことや、特別減収対策企業債や特例債制度の継続及び緩和債の発行要件緩和といった国の財政支援措置の効果がとりわけ大きく、累積資金不足の抑制が図れるため、更なる経営努力を重ねることが前提となるものの、運賃改定を回避することが可能となった。また、積極的な経営健全化の取組やお客様数が一定回復したことにより、計画から2年前倒しとなる、令和4年度決算で経営健全化団体から脱却する見込みである。
- 一方、市バス事業は、経営改善やお客様数の回復の効果は一定見込めるものの、昨今の燃料費や人件費の高騰の影響などから、引き続き運賃改定を見込まざるを得ない状況に変わりはない（※）。

※ <市バス事業の新たな健全化策実施後（運賃改定なし）の収支見通し>

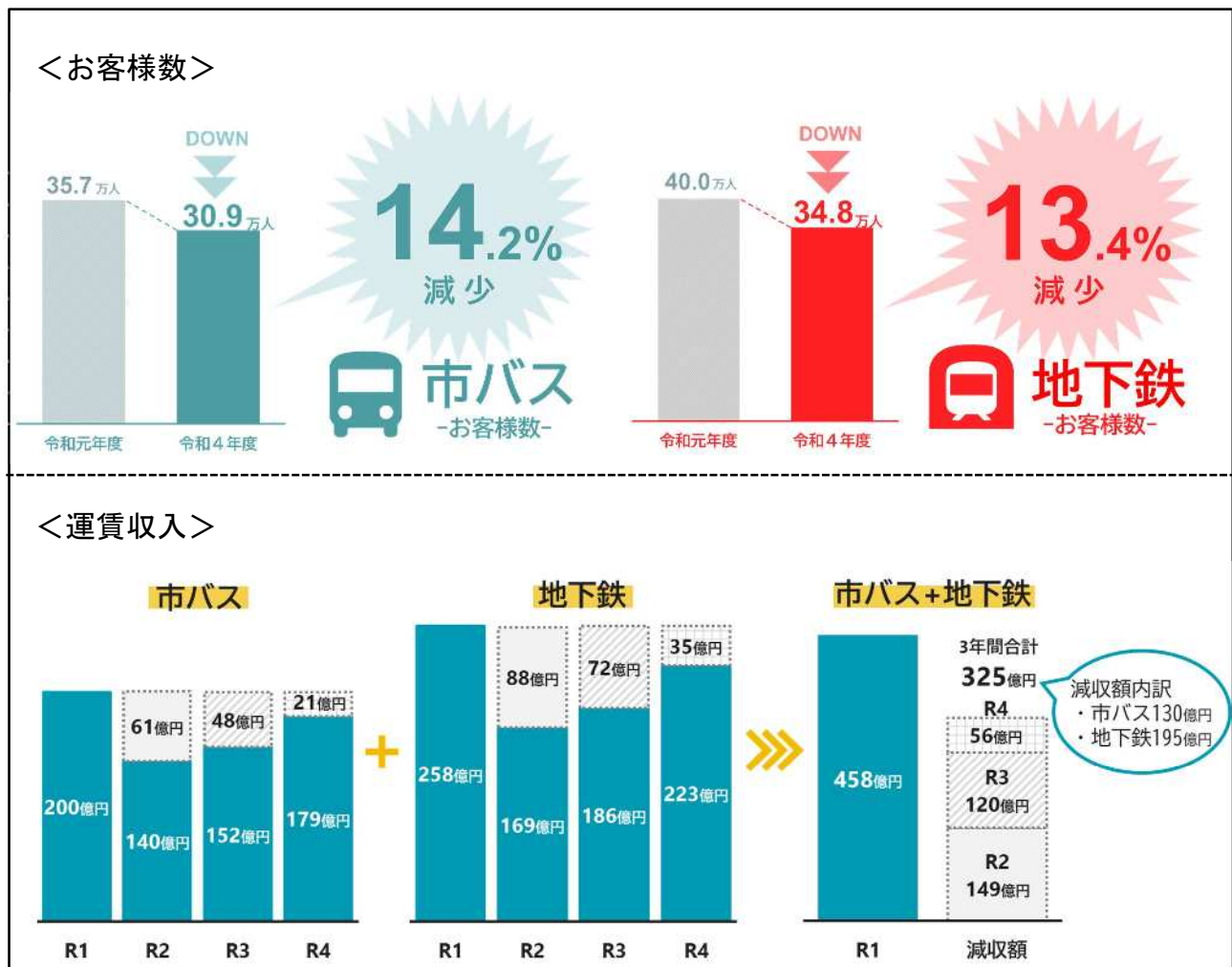
経常損益は今後も赤字のまま推移し、累積資金不足は増加し続ける。

（「経営ビジョン【改訂版】」から抜粋）

（単位：億円）

	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10
経常損益	▲36	▲25	▲13	▲2	▲3	▲4
累積資金不足	▲79	▲96	▲106	▲109	▲112	▲117

<参考：お客様数・運賃収入の状況>



3 持続可能な事業運営に向けて

- 市バス、地下鉄事業は市民生活と都市の成長戦略を支えるうえで必要不可欠であり、引き続き両事業の持続可能な事業運営に全力で取り組む。
- 令和5年度は、「経営ビジョン【改訂版】」に基づく経費削減を引き続き徹底していくことはもちろんのこと、新たなポイントサービスの導入や臨時バスの増強など増収・増客の取組を徹底して行い、また、市バスから地下鉄への無料振替の拡充といった混雑緩和の取組を積極的に展開していくとともに、子育て世代への支援や事業活動における環境への配慮など、持続可能な社会の実現を目指す SDGs の達成に向けた取組を進める。
- 一方、市バス、地下鉄の御利用は、テレワーク等の新たな生活様式の浸透により今後もコロナ前までの回復が見込めないなど、依然として先行きが見通せず、さらに、運行に必要な燃料・電力費をはじめとした物価や人件費の高騰など取り巻く経営環境は、この先も厳しい状況が続く見通しであることから、引き続き、支援が必要である。

【提案・要望事項】**自治体情報システム標準化の実現に向けた財政措置等の課題解決****1 提案・要望**

本市では、「市民の利便性向上」と「行政運営の更なる効率化」に向け、国に歩調を合わせ、着実かつ効果的な標準化への対応に向けて取組を進めている。国の基本方針では移行期限目標（令和7年度末）が示されているものの、実現に向けては課題が山積しており、自治体の努力はもとより、国による更なる対策が不可欠である。

(1) 大都市特有の事情も考慮した必要額の全額措置

自治体情報システム標準化は、法律で新たに義務付けられたものであるため、地方自治法第232条第2項及び地方財政法第13条第1項で義務付けられているとおり、国が経費の全額を措置する必要があるが、現状、国補助金の大幅な不足が明らかとなっている。とりわけ、大都市においては、早くから独自に情報システムを構築し、行政サービスの向上と効率化を図ってきたことなどにより、パッケージソフトからの移行に比べ多額の経費を要する状況にある。自治体それぞれの実情に応じ、法律の規定に従い、国の責任において必要額を全額措置することを強く求める。

(2) 円滑な移行を実現できる IT 技術者確保の環境整備

我が国のデジタル社会形成に向け、全ての自治体が一斉に対応する必要があることから、全国的に IT 技術者がひっ迫している。できるだけ早期かつ円滑な移行を行うためには IT 技術者の確保が不可欠であり、そのための環境整備を強く求める。

(3) 取組を推進するうえで必要不可欠な情報の適時的確な提供

事業者が標準準拠システムを円滑に開発し、また、自治体が業務プロセスの再構築を着実に行うことができるよう、標準仕様に関し継続検討とされている事項をはじめ、取組の推進に必要な情報は、早期に確定し、提供することを強く求める。

2 本市における取組状況

住民基本台帳、印鑑登録及び就学の3業務は、令和7年1月の移行に向けて、標準準拠システムへの移行作業に着手済み又は着手予定である。

その他の17業務については、事業者におけるシステム開発が途上であることなどから、移行時期の見通しは立てられないが、移行作業に先立って実施可能な準備作業（現行システムのデータ整理等）に順次着手している。

<取組スケジュール>

～令和4年度	令和5年度	令和6年度～
【標準化対象 20業務】 影響度 調査等	【住基、印鑑】標準準拠システムへの移行作業	
	【就学】標準準拠システムへの移行作業	
	【その他17業務】 移行準備作業	【その他17業務】 標準準拠システムへの移行作業

3 課題

(1) 財源の不足

国が自治体に新たな事務を義務付けする場合、地方自治法及び地方財政法^(※)により、国は必要な財政措置を講じなければならないとされている。

標準化に係る本市の所要経費について、全体の見通しは立っていないが、補助対象経費は、現段階で事業者から徴取できている一部の見積りだけでも 117 億円となっており、補助金上限額（12.5 億円）では、大幅に不足する見込みである。

なお、このような大幅な不足は、人口規模が大きく、行政区ごとのシステムが必要になるなど大都市特有の事情によるものであり、他の一般市町村においては、こうした大幅な不足は生じないと見込まれる。

(※) ○地方自治法 第 232 条第 2 項

法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体に対し事務の処理を義務付ける場合においては、国は、そのために要する経費の財源につき必要な措置を講じなければならない。

○地方財政法 第 13 条第 1 項

地方公共団体又はその経費を地方公共団体が負担する国の機関が法律又は政令に基づいて新たな事務を行う義務を負う場合においては、国は、そのために要する財源について必要な措置を講じなければならない。

<所要経費と財源の現状>



<大都市特有の事情>

- ・ 大規模な人口や多様な住民ニーズに対応するため、パッケージソフトのない時代から独自に大規模な情報システムを構築・運用しており、独自形式かつ膨大な量のデータを標準仕様に適合するよう変換する作業が必要。
- ・ 情報システム間連携が大規模かつ複雑化していることから、標準化対象外システムとの連携部分の改修が多数存在。
- ・ 行政区ごとにネットワーク整備や端末設定等の作業が必要。

(2) 全国的な IT 技術者のひっ迫

本市では、複数の事業者に対し、標準準拠システムへの移行業務の受託可能性などについて調査しているが、全国一斉対応による需要の集中により、対応できる IT 技術者の確保に課題があると聴取している。また、IT 技術者のひっ迫により、調達価格が高騰しやすい状況ともなっている。

(3) 指定都市における必要機能への対応

令和 4 年度に「標準仕様の指定都市における課題等検討会」において標準仕様の点検・見直しが行われたが、指定都市が必要とする機能の大部分については、引き続き検討することとされ、標準仕様への反映に至っていない。

【提案・要望事項】

障害福祉サービス（訪問系サービス）における国庫負担金の不足による超過負担の改善

1 提案・要望

障害福祉サービス（訪問系サービス）については、国庫負担金の不足により市町村に多額の超過負担が生じている。障害の重度化や高齢化の進展に伴い、今後もサービスの伸びが見込まれる中で制度の持続可能性を確保していくためには、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定時を捉え、抜本的な制度改正が急務であることから、以下のとおり求める。

- (1) 介護保険対象者の居宅介護を国庫負担の対象とすること。
- (2) 介護保険対象者の重度訪問介護の国庫負担基準を、市町村が決定した実際の給付額を算定基礎とする国庫負担基準に改正すること。
- (3) 介護保険対象者に限らず、居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスについて、市町村が決定した実際の給付額を算定基礎とする国庫負担基準に改正すること。

2 現状・課題等

障害者総合支援法において、障害福祉サービス費用は、国が費用の1/2を負担することが義務付けられている（地方財政法第10条の国庫負担金）一方、法の趣旨を超え、政令において別途設定された国庫負担基準に基づき、国の負担範囲を限定している。

このため、市町村に多額の超過負担が生じており（指定都市の総額で217億円（令和3年度実績））、地方財政法第18条で規定されている「必要で且つ十分な金額を基礎として」算定されるべき国庫負担金が、全くあるいは十分に算定されていない状況である。

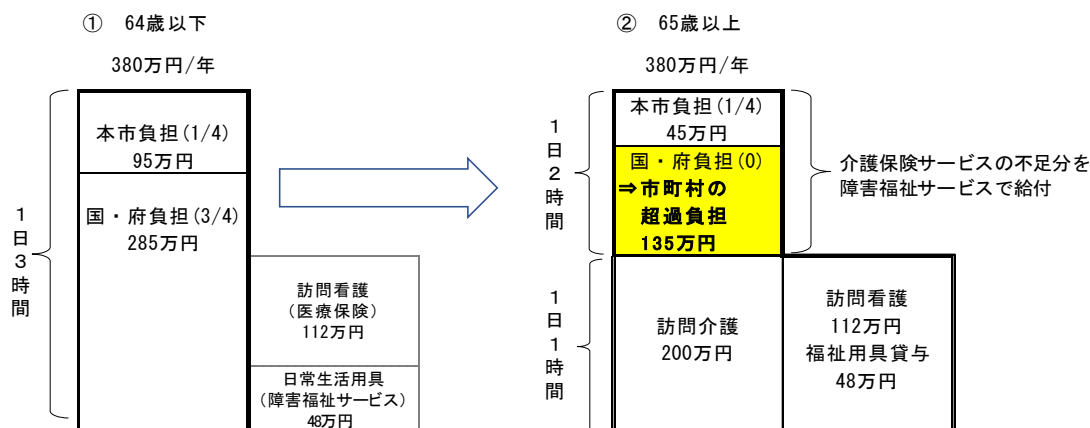
このような現行の国庫負担基準は、国が地方公共団体に負担を転嫁することを禁止する地方財政法第2条第2項の規定にも反するおそれが強い。

(1) 介護保険対象者の居宅介護は国庫負担の対象外

居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービス利用者は、65歳以上になった場合、障害者総合支援法において、同様のサービスがある介護保険サービスを優先利用することとされており、介護保険サービスの支給限度額等の制約から介護保険サービスのみによって必要なサービスを確保できない場合は、障害福祉サービスを適用することが、厚生労働省事務連絡※により求められているにもかかわらず、居宅介護の国庫負担金は支給されず全額が自治体負担となっている。

※ 厚生労働省事務連絡（H27.2.18）「介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努められたい。障害福祉サービス利用者が要介護認定等を受けた結果、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の範囲内では、利用可能なサービス量が減少することも考えられる。しかし、介護保険利用前に必要とされていたサービス量が、介護保険利用開始前後で大きく変化することは一般的には考えにくいことから、個々の実態に即した適切な運用をお願いしたい。」

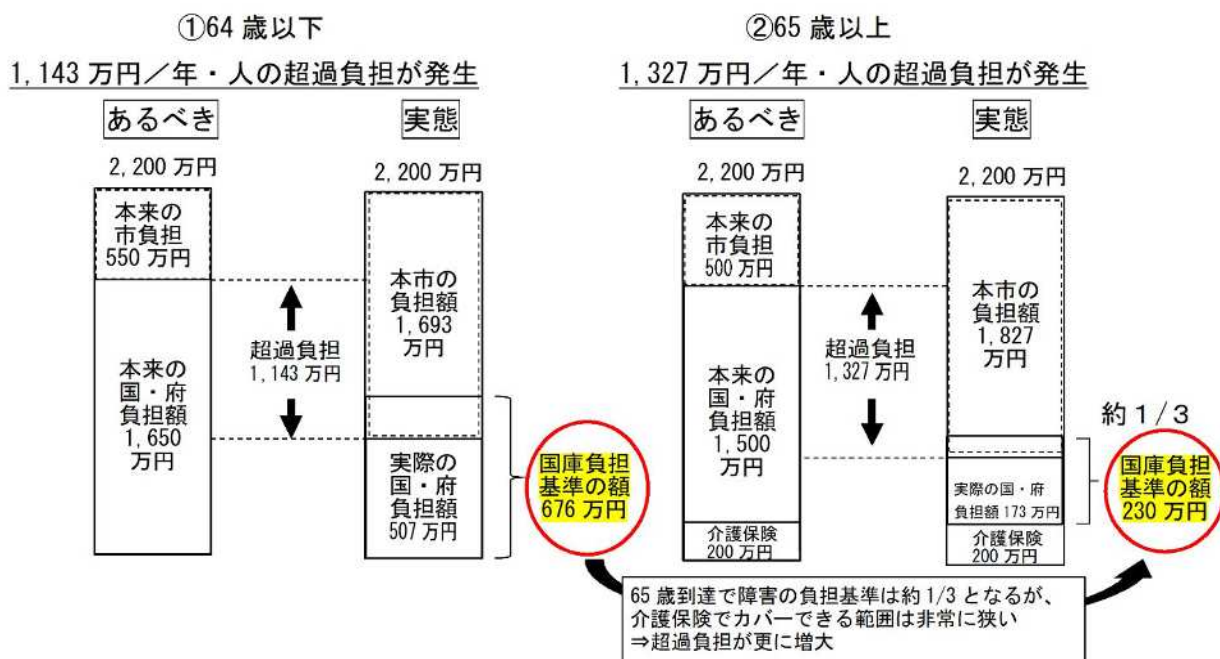
居宅介護による 1 日 3 時間の介護を必要とする場合のイメージ



(2) 介護保険対象者の重度訪問介護の国庫負担基準が著しく低額

介護保険対象者に係る重度訪問介護においては、介護保険で賄える訪問介護の割合は約 10%であるにもかかわらず、国庫負担基準では 2 / 3 相当が介護保険で賄える前提で設定されており、多額の超過負担が発生している。

重度訪問介護による24時間介護を必要とする場合のイメージ



(3) 介護保険対象者に限らず、居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスについて、市町村の支給決定と国庫負担基準が大きく乖離

障害福祉サービスは、利用者の増加、障害の重度化や家族の高齢化による必要なサービス量の増加が進展している中、本市においては個々の障害の程度や状態に応じて適切なサービス量の決定を行っているが、現行の国庫負担基準との間には大きな乖離が生じているため、多額の超過負担が生じている。

(参考) 本市における超過負担等の推移

(単位: 億円)

年度	訪問系サービスの利用者数	訪問系サービス給付費(A)	国基準額(B)	国負担額(C)=B×1/2	国負担割合C/A	超過負担額(A-B)×3/4
H28	5,467人	86.3	77.0	38.5	44.6%	7.0
R3	6,492人	148.5	109.3	54.7	36.8%	29.4

【提案・要望事項】

子ども・子育て支援の充実

1 提案・要望

急速に進展する少子化により、こども・子育て政策への対応は先送りの許されない喫緊の課題である中、令和5年3月に国においてとりまとめられた、「こども・子育て政策の強化について（試案）」には、75年ぶりとなる保育士配置基準の改善や、保育士等の更なる処遇改善など、本市がこれまで要望していた内容を盛り込んでいただいたことに御礼申し上げます。

本市においては、国基準を上回る独自の保育士配置基準、医療的ケア児への手厚い支援体制の構築など、全国トップクラスのこども・子育て政策を推進しており、子ども・子育て支援の充実に当たっては、地方自治体における更なる取組はもとより、国における抜本的な政策の強化が不可欠であるため、以下のとおり求める。

- (1) 保育所や学校における医療的ケア児への支援の充実
- (2) 保育士配置基準の抜本的な見直し、及び保育士・幼稚園教諭等の更なる処遇改善
- (3) 子ども医療費（小学生以上分）等の地方単独事業の実施に伴う、国民健康保険制度における国庫負担金の減額調整措置全廃
- (4) 自治体の財政力にかかわらず、全国统一の子ども及びひとり親家庭等に対する医療費助成制度の創設

① 保育所や学校における医療的ケア児への支援の充実

(1) 現状・課題

ア 負担割合の適正化をはじめとした財政支援の充実

近年、医療的ケア児の保育所等での受入れは、保護者や児童にとって切実な課題となっており、広く報道され、大きな社会的関心事項となっている。

国においては、この間、保育所や私立幼稚園等において医療的ケア児を積極的に受け入れるための財政支援を拡充してきたが、現行の補助制度では指定都市や私立幼稚園の財政負担が過大となっており、今後も積極的な受入れを進めるためには、負担割合の適正化が必要である。

	現行の財政負担割合	求める財政負担割合
保育所等での受入れ	国 2 / 3 指定都市 1 / 3	<u>その他市町村と同様 1 / 6（子ども・子育て支援制度の給付費の負担割合は指定都市、その他市町村ともに 1 / 4）</u>
私立幼稚園での受入れ	国 1 / 3 幼稚園 2 / 3	<u>保育所等での受入れと同様の国の負担割合（現行 2 / 3）とすること</u>

また、市立学校において医療的ケアが必要な児童生徒が増加し続けている状況を踏まえ、看護師の教職員定数化や、通学支援を含む看護師の更なる配置等といった財政支援の拡充が必要である。

イ 保育所等での受入に係る 1 施設当たり補助基準額の上限の撤廃

医療的ケア児の受入れは、施設基準や人員配置が整った特定の保育所に集中することが通常であるにもかかわらず、現行の国の補助制度においては、看護師等の配置について、1 施設当たりでの補助基準額の上限（約 11 百万円）が設定されており、積極的な受入れを阻害する要因となっている。本市においては、この上限額を大きく上回る超過負担が生じており、持続可能な制度となっていないことから、上限額の撤廃が必要である。

＜超過負担の実例（11人の医療的ケア児受入れ、総支出額約34百万円）＞

補助基準額 約11百万円（上限）

国負担 約7百万円	市負担 約4百万円	市超過負担 約23百万円
--------------	--------------	-----------------

（参考）超過負担の無い実例（2 人の医療的ケア児受入れ、総支出額約 6 百万円）

補助基準額 約 6 百万円

国負担 約4百万円	市負担 約 2 百万円
--------------	----------------

ウ 保育所等における訪問介護サービス利用への医療保険適用

健康保険法上、「居宅」での利用のみ医療保険が適用され、保育所等での利用は全額自費対応となる。保護者の負担を軽減するためにも、制度改正により、医療保険の適用範囲の拡大が必要である。

なお、訪問介護サービスは、保育所等を利用している時間帯のうち、痰吸引等の処置が必要となる時間帯のみ利用（スポット的に利用）することを想定している。

(2) 本市の取組

国事業を活用し、看護師等の人件費に対する補助を行っているほか、学童クラブ事業においては、訪問介護を利用した場合の自費診療の一部助成や、小学校から学童クラブ事業を実施する施設、施設から自宅までの送迎支援を実施。

また、市立学校でも、医療的ケアが必要な児童生徒数に応じて看護師を配置しており、さらに総合支援学校ではスクールバスでの通学が困難な医療的ケア児を対象に、看護師同乗の福祉タクシーで送迎を行う通学支援を実施。

② 保育士配置基準の抜本的な見直し、及び保育士・幼稚園教諭等の更なる処遇改善

(1) 現状・課題

令和5年3月に国においてとりまとめられた、「こども・子育て政策の強化について（試案）」において、75年ぶりとなる保育士配置基準の改善や、保育士等の更なる処遇改善が掲げられた。

安心して子どもを預けられる体制の構築や、全国的にも喫緊の課題である保育の職員不足の解消に向けては、こうした取組の早期実施が必要不可欠である。

(2) 本市の取組

これまでから市独自負担による、国基準を上回る手厚い保育士配置や給与改善を実施（令和5年度当初予算において、市独自に約53億円を計上）。

【保育士配置基準（子ども：保育士）】

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
国	現行		6 : 1		20 : 1	30 : 1	30 : 1
	改善後（試案ベース）	3 : 1	<u>5 : 1</u>	6 : 1	20 : 1	<u>25 : 1</u>	<u>25 : 1</u>
京都市			5 : 1※		15 : 1	20 : 1	25 : 1

※ 1歳8箇月に満たない子どもについては、4 : 1まで保育士を加配できるよう助成を実施。

③ 子ども医療費（小学生以上分）等の地方単独事業の実施に伴う、国民健康保険制度における国庫負担金の減額調整措置全廃

(1) 現状・課題

子ども医療費（小学生以上分）等の地方単独の医療費助成制度の実施に伴う、国民健康保険制度における国庫負担金の減額調整措置については、国保財政運営上の大きな支障となっている。

こうした中、国においてとりまとめられた、「こども・子育て政策の強化について（試案）」において、子ども医療費支給制度の実施に伴う、国庫負担金の減額調整措置の廃止が掲げられた。

医療費助成制度は、国において制度化すべきものであることから、子ども医療費支給制度に限ることなく、他の地方単独事業分も含めて、早期に全廃を実施すべきである。

本市における減額措置状況（小学生以上分・令和5年度予算ベース）

①子ども医療分・・・11百万円 ②老人医療分・・・26百万円
③重度心身障害者医療分・176百万円 ④その他福祉医療等・37百万円 計 250百万円

④ 自治体の財政力にかかわらず、全国統一の子ども及びひとり親家庭等に対する医療費助成制度の創設

(1) 現状・課題

子ども及びひとり親家庭等医療費支給制度は全自治体で実施されているが、自治体の独自制度であるため、一部負担金や対象年齢等が自治体によって異なることで制度が複雑化しており、他都道府県での診療には還付手続きが生じるなど市民への負担が生じている。

全国どこに住んでいてもサービス内容に格差が生じることなく、すべての子どもやひとり親家庭等が等しく、安心して医療が受けられるためには、自治体の意見を聞きながら、全国統一の助成制度を創設することが必要である。

(2) 本市の取組

ア 子ども医療費支給制度

平成5年に所得制限や回数制限を設けないかたちで創設した。以降、これまで8回にわたり制度の拡充を図っており、令和5年9月診療分からは、3歳から小学生までの通院医療費にかかる自己負担額の上限を、これまでの1箇月1,500円から1箇月1医療機関200円に引き下げる予定である。

(参考) 本市の子ども医療費の自己負担額の上限及び令和5年9月診療分からの拡充内容

	就学前		小学生	中学生
	0 ～ 2 歳	3 ～ 6 歳		
入院	1 医療機関 200 円／月			
通院	1 医療機関 200 円／月	1,500 円／月 ↓ 【拡充】 1 医療機関 200 円／月		1,500 円／月

イ ひとり親家庭等医療費支給制度

平成元年に母子家庭で養育される小学校卒業までの児童を対象に創設した。その後対象となる児童の年齢を18歳まで引き上げるなど対象者を拡充し、現在では生計を一にする父又は母のいない児童とその母又は父、両親のいない児童等を受給対象者としている。生計維持者の所得制限を設けているものの、受給者の自己負担はない。

【提案・要望事項】

教育環境の充実

① 国における小中学校の給食費無償化の早期実現、給食施設整備に資する学校施設環境改善交付金の十分な確保（補正予算含む）

1 提案・要望

憲法上保障された教育の機会の均等を実現するためには、子どもの発達、健康に直結する小中学校の全員制給食制度の実現は不可欠であり、生徒や保護者からのニーズも極めて強い。については、制度の実施に向け、以下の点を求める。

- (1) 自治体間の財政力の格差によって、教育の根幹に関わる給食制度の格差が生じることのないよう、次元の異なる子育て政策の象徴的な政策として、学校給食費無償化を実現するため、所要経費の財源を国の責任において全額確保し、地方自治体に交付すること。
- (2) 全員制中学校給食の実施に向け、給食施設の整備を行うには、多額の経費を要するため、補正予算を含め学校施設環境改善交付金について十分に確保するとともに、地方自治体の負担分についても、地方財政措置をしっかりと講じること。

2 現状・課題

- (1) 令和5年3月に国においてとりまとめられた、「こども・子育て政策の強化について（試案）」では、学校給食の無償化について、課題の整理が必要とされている。
仮に、定額又は一定の補助率による財政措置となった場合、自治体によって財政状況や給食費の設定に差があるため、無償化まで実現できる自治体と一部負担軽減に留まる自治体が生じることが想定される。教育の根幹に関わる給食制度に格差を生じさせないためにも、国の責任において全国一律で無償化とすることが必要。
- (2) 本市においては、岸田内閣総理大臣が「次元の異なるレベルで子育て支援、少子化対策の取組を推進する」との方針を表明されたことや、本市議会の御指摘を踏まえ、令和5年度に全員制の中学校給食実施に向けた調査を開始（現在は選択制の中学校給食を実施）。今後、実施方式の具体的な検討を進めていくが、施設整備を行うには多額の経費を要するため、国における、補正予算も含めた財源の確保のもとの、十分な財政支援が必要不可欠。

3 本市の取組

- ・ 全員制中学校給食実施に係る調査 0.2 億円（令和5年度当初予算）
- ・ 就学援助世帯の給食費について全額公費で負担 約7 億円（令和3年度決算）

② 「GIGA スクール構想」の運用に係る継続的な財政支援等

1 提案・要望

GIGA スクール構想を持続可能なものとし、ICT を活用した教育が一層充実するよう、以下のとおり、必要な経費に対する財政支援等を求める。

- (1) 多額の経費を要する端末更新について、各地方自治体の財政に与える影響が大きいことから、国による全額の財政支援を行うこと。また、補助対象を当初整備分に限定せず、端末の不調や故障に対応するための予備機の整備費や修理費、保守経費など当初整備後に必要となる経費についても補助対象とすること。
- (2) 学習支援ソフトウェア費用やセキュリティ対策、インターネットに接続する通信回線の使用料については、継続的に要する経費であるため、十分かつ確実な財政支援を行うこと。
- (3) GIGA スクール運営支援センターに対する財政支援について、国が算定した1校当たりの補助単価と実際にかかる事業費との乖離が大きく、実態に見合った金額（補助率1/2）が補助されていないため、十分な財政措置を講ずること。
また、ICT 支援員の派遣にかかる経費についても、1校1人配置とするなど、十分な財政措置を講ずること。
- (4) 高等学校における生徒用端末の整備についても、義務教育段階と同様に全額国費の対象とするとともに、高等学校の学習活動に支障をきたさない性能を確保できる補助額を確保すること。また、指導者用の端末確保はもとより、家庭学習のための通信環境の整備、オンライン学習サービスなど、学習活動の充実に必要な経費について、十分な財政措置を行うこと。
- (5) 学習者用デジタル教科書について、義務教育教科書と同様に無償給与とすること。加えて、指導者用デジタル教科書についても必要な財政措置を行うこと。
- (6) 教育データの利活用による児童生徒の学習活動の充実や教職員によるきめ細かな支援を実現するため、効果的なデータ利活用事例や、様々なソフトウェア・システムが取り扱う情報を横断的に把握できるプラットフォームの在り方等について、国において研究のうえ、自治体や学校に積極的に情報発信すること。

<GIGA スクール構想の推進に当たり、令和5年度に必要な費用等>

(単位：億円)

	学習支援 ソフトウェア	セキュリ ティ対策	ネット通信 回線使用料	著作権に係 る補償金	運営支援 センター	ICT 支援 員の配置	端末 整備	デジタル 教科書	計
総事業費	1.2	0.1	0.8	0.2	2.3	1.8	1.9※2	0.0	8.3
うち国費	0.6※1	0.1※1	0.8※1	0.0	1.7※1	1.8※1	0.0	0.0※3	5.0

※1 全額臨時交付金を充当。ただし、運営支援センターについては1億円分充当。

※2 仮に修理・新規調達を年間4,200台実施した場合。なお、既存端末の一斉更新(R7を想定)には45億円程度必要。

※3 デジタル教科書実証事業によりR4・5は国負担。R6以降は未定。

2 現状・課題

- (1) 本市では令和2年度中に、国庫補助等を最大限に活用し、小・中・義務教育・総合支援学校における1人1台端末の配備及び高速大容量ネットワーク環境を整備。
- (2) しかし、端末更新や、ICT環境の運用・維持や支援体制の整備、学習データ利活用の運用システムの構築・稼働といったランニングコストに多額の経費が必要となるが、国からの継続的な財政支援が見込めない中で、これらの費用を継続的に負担することは困難。
- (3) 端末更新については、多額の後年度負担が必要となるなど、各自治体の財政に与える影響は大きく、本市では端末更新のたびに端末整備費として45億円程度の負担が発生する見込み。さらに、経年劣化や端末の利活用が進むことと連動して増加傾向にある故障などに対応するための修理費、追加整備費に対する財政支援が必要。
- (4) また、学習支援ソフトウェア費用や授業・家庭学習等を行う際に子どもたちが安全・安心にインターネットを使用できるセキュリティ対策、インターネットに接続する通信回線の使用料のほか、ヘルプデスクの機能充実など運用上不可欠な管理機能の強化について継続的な財政支援が必要。

なお、地方交付税措置の対象であるICT支援員の配置や授業目的公衆送信補償金についても、十分な財政措置が講じられているとは言い難い状況。

- (5) 高校における生徒一人一台端末については、国からの予算措置がない中、本市では、一部の例外を除く全ての市立高校で、保護者負担によるBYOD形式（生徒が所有する端末を授業で使用する）をとっている。また、令和4年度から、中・低所得者世帯の入学生を対象とした端末購入に係る支援制度を創設し、保護者負担の軽減に努めているが、依然、家計への負担は重い。保護者からは全世帯を対象とした、無償貸出を求める声も高いものの、実施する場合、多額の経費を要することから、国からの十分な財政支援が必要。
- (6) さらには、GIGAスクール構想の実現に伴い、デジタル教科書の活用についても一層推進する必要があるが、児童生徒用及び教職員用の導入費用を確保することは困難。
- (7) また、教育データの利活用については、令和4年1月に「教育データ利活用ロードマップ」が公表されるなど、国から今後の将来像が示されているが、現時点で、各学校において様々なソフトウェア（デジタルドリルや授業支援ソフト等）に蓄積された学習履歴等のデータを一元的にまとめ分析することができず、また、データ利活用によって児童生徒の学習の充実等につながった成果事例やノウハウも不足している。

③ 学校施設における空調設備の老朽化に対応するための、機器更新等に向けた財政支援の充実

1 提案・要望

普通教室等における老朽化した空調設備の更新や、空調未設置の特別教室等への新設を進めるための、学校施設環境改善交付金の補助率の引上げ（ $1/3 \rightarrow 1/2$ ）を求める。

2 現状・課題

- (1) 本市では他都市に先行して学校施設の冷房化を積極的に進めており、特に普通教室については昭和 46 年度から騒音対策や、校舎改築等の機会を活かし空調設備を導入してきた。さらに、民間活力も活用した大規模整備により、平成 18 年度には小学校・中学校・高等学校・特別支援学校（全 233 校）の普通教室全室への設置を完了している（指定都市で初めて小中学校の全普通教室の冷房化を実現）。
- (2) このように積極的に設置を進めてきた反面、早期に設置した空調設備の老朽化が進行しているため、計画的に更新工事を進めながら、都度、個別機器の不具合の修繕を行ってきた。しかし、近年の猛暑日の増加、コロナ禍における換気を行いながらの稼働により、空調設備への負荷が増し、不具合が頻発。また、耐用年数や補修用部品の供給期限を超える空調が増加し、修繕だけでは対応が困難な事例が増加。
- (3) 近年の猛暑により体調不良を訴える児童生徒・教職員も毎年生じる中、今後、空調設備の老朽化による大規模工事が一斉に必要な学校が多数あることから、安全で安心な教育環境を保障するためにも、更新を計画的かつ速やかに実施していく必要がある。併せて、空調未設置の特別教室等への整備も進めていく必要がある。
- (4) とりわけ小学校・中学校の一斉更新については、事業費縮減や財政負担平準化のために民間活力を活用した場合も約 208 億円もの総事業費が必要となる見込みであり、学校施設環境改善交付金による、継続的な財政支援はもとより、更なる財政支援が必要不可欠である。
- (5) 学校施設環境改善交付金のうち、障害児等対策施設整備工事については、学校施設のバリアフリー化を緊急かつ集中的に進めるため、令和 3 年度に補助率が $1/3$ から $1/2$ に引き上げられた。空調設備の大規模更新、未設置室への新設に係る補助率についても、子どもたちのいのちにも関わる喫緊の課題であるため、同様に補助率を引き上げることが必要。

【提案・要望事項】

文化芸術に対する一層の支援等

1 文化庁の京都移転を契機とした新たな文化行政の推進

文化庁の京都移転は、東京一極集中の是正のみならず、新たな文化行政を一層推進する大きな契機となる。国の御英断に御礼申し上げる。

本市としては、千年を超える歴史の中で、伝統の上に革新を重ね、絶えず新たな文化を生み出してきたポテンシャルを最大限に発揮し、名実ともに文化首都としての役割を果たすことにより、日本の文化行政を強化し、地方創生につなげるとともに、世界への発信力を高めることに最大限貢献したいと考えている。

オール京都、オール関西で、文化庁との連携の下、食文化をはじめとする生活文化の振興や、文化と観光を結び付けた政策の推進、文化芸術と経済の好循環の創出など、国内外へ発信・展開することで、文化の力で京都から日本を元気にしてまいりたい。

① 2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）と連携した、オール京都によるアートフェアの開催への支援など、文化行政の一層の推進に向けた支援 **市・府共同提案**

1 提案・要望

2025 年に開催する日本国際博覧会（大阪・関西万博）と連携したアートフェアの開催への支援や、文化庁メディア芸術祭の後継となる、マンガ、アニメ、デジタルアート振興のための新たな芸術祭の再構築と京都での開催、伝統芸能文化の保存・継承・普及を目的とした活動への支援など、文化行政の一層の推進に向けた支援を求める。

2 文化行政の一層の推進に向けて

- 本市においては、アート市場の活性化、更には京都の国際的なアート拠点としてのブランド確立を目指し、令和 7 年度の日本国際博覧会（大阪・関西万博）に向け、オール京都によるアートフェアの開催に係る検討を進めている。民間のアート市場関係者等も巻き込んだ、世界に通用するアートフェアの開催を通じて、京都のみならず、日本文化の魅力を国内外に発信していくためにも、国と全面的にタイアップした取組となるよう、様々な支援をいただきたい。
- 長年優れたメディア芸術作品を顕彰するとともに、発表の場と鑑賞の機会を提供してきた文化庁メディア芸術祭については、令和 4 年度をもって、終了となっている。メディア芸術ひいては文化芸術全体の更なる普及・振興・発展を図るためにも、文化庁の京都移転を契機として、伝統文化から現代芸術まで幅広い文化を有する京都の豊かな資源を活用し、レガシーを継承した新たな芸術祭を再構築のうえ、京都で開催されたい。
- 本市では、全国を対象として、伝統芸能文化の保存・継承・普及を目的とした活動を支援する「伝統芸能文化復元・活性化共同プログラム」を（公財）京都市芸術文化協会と共同で実施している。文化庁においても、本プログラムの共同実施や本市と連携した情報発信など、日本全国の伝統芸能文化の更なる活性化に向けて各種支援に取り組まれない。

② 文化行政の発展につなげるための、文化庁、本市・京都府等による連絡会議の実施及び文化政策の発信力の強化 **市・府共同提案**

1 提案・要望

- (1) 文化庁の京都移転を契機に、京都の歴史・文化、国際的なブランド力を活用して文化行政の深化を図るため、本市として、京都府とも連携して、引き続き、サポートを行ってまいりたい。

そのためにも、文化庁と、本市・京都府等による連絡会議を定期的に実施し、オール京都の文化庁連携プラットフォーム等、京都の官民挙げての体制の下での、京都が誇る人材・技術・情報等の資源を文化政策に役立てる手法、京都に所在する利を活かした文化政策の国内外への発信力の強化や今後の文化政策の推進等に関する意見交換や情報共有を行うことを求める。

- (2) 文化に関する国主催の会議（文化審議会等）及び国際会議（ユネスコ文化大臣会合等）の京都での開催や、京都と文化庁が連携した文化政策に係る共同発表の実施などにより、文化政策の国内外への発信力強化を図ることを求める。

2 発信力の強化に当たって

文化庁の京都移転は、政府関係機関移転基本方針において、国際発信力の向上が期待できるものとされており、岸田内閣総理大臣は、文化庁の京都移転の意義について、「京都の文化の背景には生活があり、歴史の積み重ねがあり、京都からの日本文化の発信は、発信の重み・厚みが変わる」と語られていることから、文化庁が企画・決定した、或いは文化庁と京都が連携した文化政策を京都から国内外に広く発信することが重要。

③ 国立文化財修理センター（仮称）の京都への早期設置、及び文化関係独立行政法人等（国立文化財機構、国立美術館、日本芸術文化振興会、日本芸術院）の効果的な広報発信・相談機能の京都設置 **市・府共同提案**

1 提案・要望

文化財修理等における様々な課題解決を担う拠点となる国立文化財修理センター（仮称）を京都へ早期に設置し、我が国の文化財保存技術を広く普及するための定期的な公開を実施するなど、同センターを活かした地域活性化にもつながる取組の推進を求める。その際、本市としても、施設整備、人材の確保、資材の確保、技術・知見の継承などについて、同センターの充実に貢献できることが多いと考えている。積極的にその役割を果たしていく所存であり、定期的な意見交換をお願いしたい。

また、文化関係独立行政法人等の効果的な広報発信・相談機能の京都設置を求める。

2 国立文化財修理センター（仮称）の京都設置

- ・ 現在、国において、文化財修理センター（仮称）の京都国立博物館の敷地内への設置を目指し、検討が進められている。また、岸田内閣総理大臣は、「京都に文化財の修理の拠点となるナショナルセンターとして、国立文化財修理センターを2030年度までを目途に整備すべく、必要な取り組みを進めていく」と発言されている。

- ・ 実現に当たっては、全国的にも先行して文化財保護行政を進めてきた本市の技術、知識、経験や関連施設等を活かした連携を進め、全国の文化財行政の進展にも寄与してまいりたい。

3 文化庁移転を契機とした文化関係独立行政法人の京都設置

第4回文化庁移転協議会（平成29年7月）において、「文化庁が本格移転を実施する時期に、文化関係独立行政法人の広報発信や相談に係る機能を京都に設置することについて、効果を含め具体的に検討を進める」と示されており、令和5年3月の文化庁の京都移転を契機として、独立行政法人の広報発信や相談機能を京都に設置し、その機能を一層強化するとともに、事業効果を全国に普及されたい。

④ 文化庁予算の抜本的拡充、並びに「食文化推進本部」・「文化観光推進本部」における一層の政策立案の推進 市・府共同提案

1 提案・要望

- (1) 文化による経済活性化や観光振興、生活文化の振興をはじめ、文化を基軸とした国づくりを進めるための、文化庁予算の拡充を求める。
- (2) 企画立案機能を強化するため京都に設置された食文化推進本部及び文化観光推進本部による、京都をフィールドとした政策立案の一層の推進を求める。

2 文化庁予算の状況

- ・ 令和5年度の文化庁の予算は1,076億円（対前年度比100.1%）。
- ・ 日本の国家予算に占める文化支出の割合は、他諸国に比べると低い状況である。

（諸外国との文化支出の比較（2021年））

国	文化支出	国家予算に占める文化支出の割合
日 本	1,145 億円	0.11%
フランス	4,938 億円	0.79%
韓 国	3,734 億円	1.23%

（出典）令和3年度「文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業」

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸外国の文化政策の構造変化に関する研究

- ・ 文化による経済活性化や観光振興、生活文化の振興をはじめ、文化を基軸とした国づくりを進めるため、文化関係予算を拡充し、文化政策の更なる推進が必要。

3 食文化推進本部及び文化観光推進本部による一層の政策立案の推進

- ・ 文化庁移転を契機とした、食文化推進本部及び文化観光推進本部の京都への設置は、新たな文化行政の世界への発信力強化と地方創生のための画期的な取組であり、石川県、滋賀県のように、これと呼応した自治体の取組が全国に広がっている。食文化と文化観光は、京都で千年以上にわたり育まれてきた分野であり、日本料理アカデミー等においても先導的な取組が活発に行われている。本市としては、こうした文化力を活用し、文化庁の取組が日本中の自治体に浸透し、地方創生の起爆剤となるよう最大限貢献したいと考えており、本市が貢献できる様々な方策と連携した政策立案の一層の推進を求める。

⑤ 京都駅東部エリアへの移転を契機とした京都市立芸術大学の更なる発展に向けた支援

1 提案・要望

- (1) 大学の安定的な運営のため、地方交付税において大学が果たす役割や実態に見合った基準財政需要額となるよう、公立大学学生1人当たり単位費用の大幅な引上げを求める。
- (2) 高等教育の修学支援制度について、授業料減免等の対象外となっている大学院生や留学生等を対象に加えるよう、更なる制度の充実を求める。

2 大学の安定的な運営に向けて

- (1) 地方交付税の基準財政需要額における公立大学学生1人当たりの単位費用については、令和3年度に創設された専門職大学（理科系・芸術系）を除くすべての種別で、平成25年度以降減少傾向にある。
- (2) 令和3年度の芸術系（市町村）の単位費用は813千円である一方、京都市立芸術大学では、令和3年度決算ベースで学生1人当たり2,063千円の経費を要している。
- (3) 大学の安定的な運営に当たっては、単位費用を大幅に引き上げ、実態に見合ったものとする必要不可欠。

<地方交付税基準財政需要額における公立大学学生1人当たりの単位費用>（単位：千円）

種別	H16	H25	R3	R4	ピーク時からの減少幅※
医科系	4,586	3,941	3,763	3,754	832 (18.1%)
歯科系	2,775	2,303	2,120	2,116	659 (23.8%)
理科系（道府県）	2,004	1,794	1,461	1,458	546 (27.3%)
保健系	2,004	2,018	1,668	1,665	353 (17.5%)
社会科学系	334	224	212	211	123 (36.8%)
人文科学系	369	455	435	435	20 (4.4%)
家政系・芸術系（都道府県）	886	714	691	690	196 (22.1%)
家政系・芸術系（市町村）	1,061	852	813	790	271 (25.5%)
専門職大学（理科系・芸術系）	—	—	1,590	1,589	1 (0.1%)

※ 専門職大学（理科系・芸術系）はR3、保健系、人文科学系はH25、その他はH16がピーク

（出典：一般社団法人公立大学協会「公立大学ファクトブック2022」）

3 高等教育の修学支援制度

- (1) 「大学等における修学支援に関する法律」の施行により、令和2年度から高等教育の修学支援制度が開始されているが、対象外となっている留学生や大学院生等についても、対象に加えられたい。

<令和4年度京都市立芸術大学独自減免の実績>

人数（延べ）	93人（内訳：留学生36人、大学院生34人、学部生（高校卒業後3年以上経過し、入学した者）23人）
減免額	12,734,180円
減免内容	入学金：282,000円 授業料：535,800円を上限に 全額免除、7割減、5割減、3割減のいずれか

【提案・要望事項】**持続可能な観光の実現に向けた支援の充実****① 市民生活と調和した観光の実現に向けた施策の推進****1 提案・要望**

コロナ禍以前、本市においては、一部の観光地における観光客の集中、無断撮影による迷惑行為などの地域固有のマナー問題、大型荷物の持ち込みによる市バス車内の混雑等により、地域住民の生活に影響が生じていたため、観光客の時期・時間・場所の3つの分散化や、効果的なマナー周知・啓発、手ぶら観光の推進等、市民生活と調和した観光の実現に向けた様々な取組を進めてきた。こうした取組に対し、国からも御支援いただいたことに御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の5類移行や、水際対策の緩和等により、観光が回復する中、持続可能な観光の実現には、積極的な誘客と併せて、再び地域で観光課題が生じないように、十分な対策を講じる必要がある。

については、混雑対策、マナー啓発、地域や環境に配慮した観光の推進、手ぶら観光の推進など、市民生活と調和した持続可能な観光の実現に向けた対策を充実するとともに、補助制度をはじめとした地方自治体等への支援を充実していただきたい。

【参考】「京都観光に関する市民意識調査」(令和4年)

- ・「京都市の発展に観光が重要な役割を果たしている」と回答した市民の割合：72.9%
- ・「バスや地下鉄などの公共交通機関の混雑」によって迷惑を経験した市民の割合：58.3%
- ・「観光客のマナー違反」によって迷惑を経験した市民の割合：38.5%

2 持続可能な観光の実現に向けた本市の取組

- (1) 外国人観光客のビッグデータを活用し、より精度の高い混雑予測を提供するなど「京都観光快適度マップ」の掲載情報を充実し、混雑を避け快適に観光できる環境の向上及び分散化を促進。
- (2) 旅マエから旅ナカまで様々な場面で京都のマナーを目にし理解できるよう、京都観光オフィシャルサイトや SNS、市内中心部におけるデジタルサイネージを活用した啓発を行う。また、地域が主体的に実施するマナー啓発の取組への支援など様々な取組を推進する。
- (3) 手ぶら観光を促進するため、観光事業者等に、手ぶら観光情報 WEB サイト「Hands Free Kyoto」への登録の勧奨を行うとともに、ネットでの発信強化等により、更なる周知を図る。

② インバウンドの回復や MICE 誘致に向けた支援**1 提案・要望**

- (1) 社会経済活動の回復や日本の競争力の維持・向上のため、インバウンドや MICE の積極的な誘致に向けた対策を行うとともに、支援を行うこと。
- (2) とりわけ、インバウンドの回復に当たっては、上質な観光サービスを求め、これに對価を支払う観光客へ積極的なプロモーションを行うなど、インバウンド需要の取込みにつながる効果的な施策を講じること。

2 現状・課題

インバウンドやMICEについては、アジア太平洋地域は他地域と比較して回復が遅いとの予測がある中、諸外国や国内の他都市に遅れを取らないよう、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）も視野に、上質なサービスを求める訪日客やMICEの積極果敢な誘致施策を強力に推進する必要がある。

3 本市の取組

- (1) 通訳ガイドの新規募集や海外商談会への出展等を再開するほか、京都観光オフィシャルサイト等を活用した情報発信強化、サステナブルツーリズム等をテーマとした映像コンテンツの制作、宿泊施設と連携した質の高い観光コンテンツの周知案内等を行い、インバウンドを促進する。
- (2) MICE商談会の開催及び出展を再開するほか、MICE開催によるSDGsへの貢献が求められることから、SDGsに資する活動を推進するMICE主催者に対して新たな支援を実施し、MICEの早期回復を図る。

＜国際会議の開催件数（平成30年～令和3年）＞

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
国際会議開催件数（件）	348件	383件	26件	4件

③ デジタル社会における地方創生に資する観光統計の整備拡大及び観光統計を活用した受入環境整備の推進

1 提案・要望

観光による地方創生の推進に向け、観光施策の企画・立案に必要な基礎データを全国の市町村レベルで把握できるよう、民間企業等が保有するビッグデータ等を活用しながら観光統計の整備・拡大に取り組むとともに、観光統計を活用し、受入環境整備に関する施策を講じること。

2 現状・課題

- (1) 現在、国において、観光に関する統計等の整備・利活用が進められているところであるが、とりわけ観光を持続可能な形で回復させていくためには、市町村単位で入込客数を把握し、地域の実情に応じた施策立案、観光客の動向に応じた戦略的プロモーションを推進する必要がある。
- (2) 国と地方自治体の適切な役割分担、連携・協力のもと、持続可能な観光の実現を図るためにも、まずは先導的な役割を担う国において、あらゆる施策の基礎データとなる観光統計の整備拡大を強力に推進する必要がある。

3 本市の取組

観光客数や観光消費額等（観光庁の共通基準を準拠）、観光客の動向等を把握するための統計調査を例年実施。観光客の満足度調査（H23～）や経済波及効果（H28～）など、時勢に応じた調査内容の充実を図っている。

【提案・要望事項】

歴史文化都市・京都における歴史的建築物（京町家等）の保全・継承・創造の更なる推進に向けた、脱炭素社会実現にも資する建築基準法等の制度拡充や、相続税の軽減措置等

1 歴史的建築物（京町家等）を取り巻く環境について

京町家をはじめとする伝統的構法による木造建築物は、京都らしい魅力的な都市空間を構成するための重要な要素であり、木材利用の促進による脱炭素社会の実現に資するとともに、優れた景観の創造、木工、左官といった伝統技術の継承、地場産業の活性化に寄与するものである。

京都ならではの歴史的町並みの保全・継承、さらに脱炭素社会の実現も見据えた創造を進めるためには、歴史的建築物を“護る”ことに加え“増やす”取組が重要である。

この取組に資するものとして、令和3年4月には、京町家の意匠の保存・復原と火災に対する安全性の両立が可能となる「木製防火雨戸」を防火設備としては全国の自治体で初めて国土交通大臣の認定をしていただいたことに御礼申し上げます。

しかしながら、依然として、省エネ法や建築基準法の規定により通常の建築物と比べて建築主等の負担が大きく、新築の機会や意欲が失われていることや相続税に関して負担が大きく保存し難い課題があることから、更なる支援として、以下の点を求める。

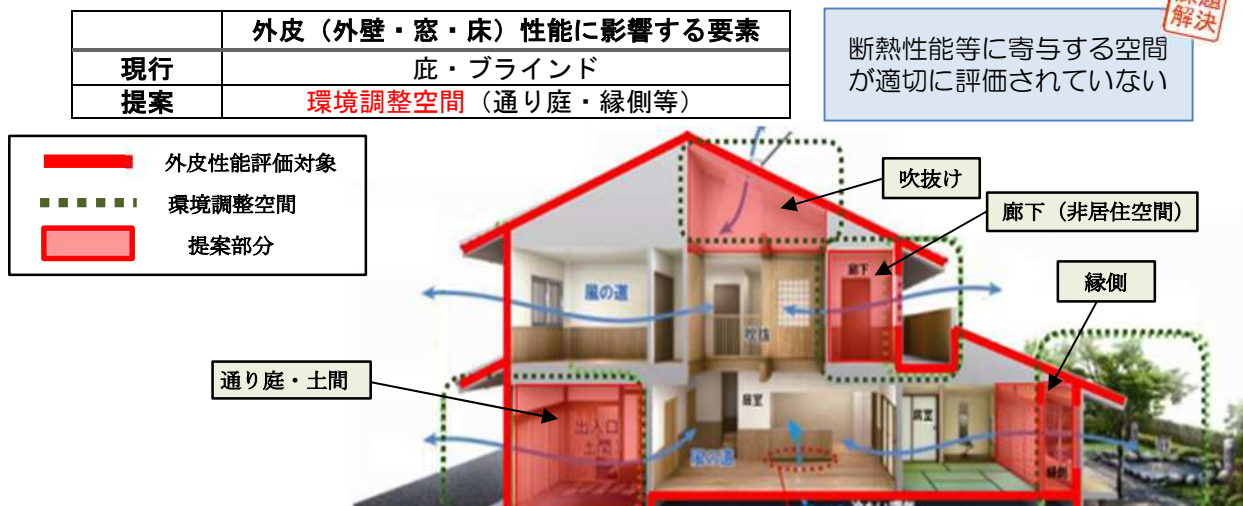
① 木造建築物のエネルギー消費量を適切に評価できる規定の整備

1 提案・要望

省エネ基準において、通り庭や縁側等の環境調整空間等を有する木造建築物のエネルギー消費量を適切に評価できる規定を整備することを求める。

2 現状・課題

省エネ基準の断熱性能等は建築物の外皮のみで評価されており、省エネに寄与する居住空間と外皮間にある通り庭や縁側等の環境調整空間等が評価されておらず、これを有する木造建築物等のエネルギー消費量が過大に評価されている。



② 歴史的建築物（京町家等）の建築に係る建築主の負担軽減につながる制度の早期実現

1 提案・要望

令和 7 年の建築基準法改正により、歴史的建築物の新築時に実施する構造計算適合性判定は省略可能となるが、対象要件が厳しく、また、構造計算適合性判定の前段に実施する構造計算は省略不可であるため、依然として、建築主に大きな負担が生じる。

については、更なる負担軽減に向けて、あらかじめ構造安全性を検証した仕様の範囲内で建築する場合における構造計算の省略や、水平・上下移動が可能な石場建ての告示化等、建築主の負担軽減につながる制度の早期実現を求める。

2 現状・課題

(1) 木造 2 階建て住宅等の小規模建築物は構造計算を必要としない一方で、歴史的建築物など、伝統的構法による建築物は小規模であっても高度な構造計算や構造計算適合性判定等が必要となる。そのため、歴史的建築物の新築に当たっては、高度な構造計算に精通する建築士でないと設計が困難であり、構造設計や確認申請の手続にかかる費用の増加などの負担が大きい。

(2) 令和 7 年の改正法施行後も、構造設計一級建築士の設計及び専門的知識を有する建築主事等による建築確認といった要件が残っており、改善の余地がある。

<木造 2 階建ての場合（在来軸組工法と伝統的構法の違い）>

		構造計算	構造計算適合性判定	高度な構造計算に精通する建築士でないと設計が困難
在来軸組工法（一般的な工法）		不要		
伝統的構法	現行	必要		構造設計や確認申請の 手続にかかる費用の増加
	R 7 法改正	必要	不要（要件あり）	
	提案	不要		

課題解決

課題解決

③ 地域の文化を象徴する歴史的建築物（京町家等）に係る相続税に関し、軽減措置の対象への追加及び公開などで活用する場合の納税猶予制度の創設

1 提案・要望

- (1) 国登録文化財、景観重要建造物、歴史的風致形成建造物を対象とした軽減措置（相続税評価 3 割）について、本市条例に基づく重要京町家等も適用することを求める。
- (2) 本市条例に基づく重要京町家等について、保全活用計画の策定などにより活用する場合の相続税に係る納税猶予制度の創設を求める。

2 現状・課題

- ・ 平成 28 年度の京町家まちづくり調査で、京町家が毎年約 1.7%（年間約 800 軒）減失していることを確認している。
- ・ また、京町家所有者等へのアンケート調査では、約 4 割の人が京町家を維持していくに当たり、相続税が負担と回答。対策が必要。

3 本市の取組

- ・ 京町家の保全及び継承に関する条例を制定し、重要な京町家及び地域を指定する制度や解体の事前届出制度を創設するとともに、指定した京町家への補助制度や民間事業者と連携した活用希望者とのマッチング制度等を創設した。
- ・ また、建築基準法適用除外のための条例を制定するなど、京町家を保全・継承していくために様々な支援・対策を行っている。

【提案・要望事項】市・府共同提案

「地方拠点強化税制」の継続及び拡充型の区域設定の見直しによる、本市全域への優遇対象拡大

1 提案・要望

- (1) 令和5年度までの措置とされている「地方拠点強化税制」について、令和6年度以降も継続すること。
- (2) 当該制度のうち「拡充型」について、現在の人口実態を反映した区域設定に見直し、本市の対象外となっている地域も対象に含めること。

2 現状・課題

- (1) 地方拠点強化税制は、東京23区内の事業者が本社機能を地方に移転する場合や、地方にある本社機能（事務所、研究所、研修所）の拡充を行う場合に、課税の特例等の優遇措置を行うものであり、地方への新たな人の流れを生み出すことを目的に、平成31年度までの時限措置として、平成27年度に創設された。
- (2) 平成30年度の地域再生法改正により、三大都市圏の既成都市区域（本市市街地のほぼ全域を含む）が新たに「移転型」の税優遇の対象になった後、令和4年度税制改正において、令和5年度までの制度継続や、雇用促進税制の税額控除拡充・適用要件の一部緩和などの制度拡充が行われた。
- (3) 一方、「拡充型」の税優遇の対象外地域については、近畿圏整備法制定当時の国勢調査（昭和35年）の人口集中地区人口を基に設定されており、本市の市街地の大半が対象外地域のままとなっている。

【参考1：地方拠点強化税制制度概要】

	拡充型	移転型
補助対象事業	地方にある企業の本社機能の拡充	東京23区から地方への本社機能の移転
オフィス減税	オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却15%又は税額控除4% （措置対象） 建物、建物附属設備、構築物、工場内の研究開発施設 （取得価額要件） 大企業:2,500万円、中小企業:1,000万円	オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却25%又は税額控除7% （措置対象） 建物、建物附属設備、構築物、工場内の研究開発施設 （取得価額要件） 大企業:2,500万円、中小企業:1,000万円
雇用促進税	新規雇用者1人当たり30万円、転勤者数1人当たり20万円を税額控除	増加雇用者1人当たり最大90万円を税額控除（50万円に、40万円上乗せ。ただし準地方活力向上地域（本市の場合、拡充型対象外地域）は30万円の上乗せ） 上乗せ分は、雇用を維持していれば最大3年間継続で、オフィス減税と併用可。
支援対象外地域	東京圏・中部圏・近畿圏の既成市街地等 （京都市の市街地の大半は対象外）	東京圏の既成市街地等

【参考 2：指定都市人口比較】

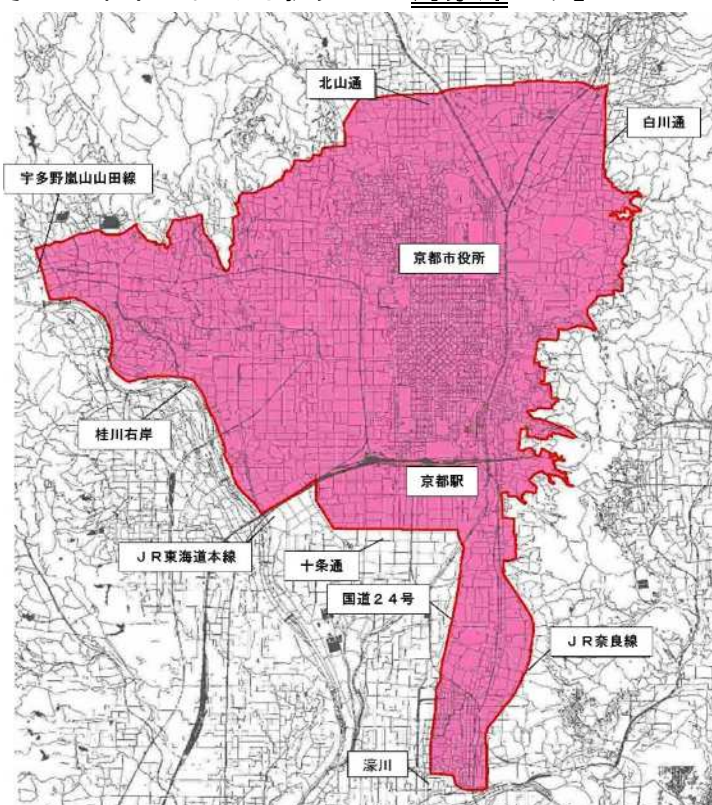
【参考 3：本市における拡充型の対象外地域】

	順位		
昭和 35 年	1	大阪市	3,011,563 人
	2	名古屋市	1,697,093 人
	3	横浜市	1,375,710 人
	4	京都市	1,295,012 人
	5	神戸市	1,113,977 人
	6	北九州市	986,401 人
	7	福岡市	682,365 人
	8	川崎市	632,975 人
	9	札幌市	615,628 人
	10	広島市	590,972 人



令和 2 年	1	横浜市	3,778,318 人
	2	大阪市	2,754,742 人
	3	名古屋市	2,333,406 人
	4	札幌市	1,975,065 人
	5	福岡市	1,613,361 人
	6	川崎市	1,539,081 人
	7	神戸市	1,527,022 人
	8	京都市	1,464,890 人
	9	さいたま市	1,324,591 人
	10	広島市	1,201,281 人

(出典：国勢調査（総務省、昭和 35 年、令和 2 年）)



(4) 本市には、まとまった敷地を有する企業が立地しており、新築や建替の需要が期待される一方で、地域再生法の施行以降に市外へ転出した事例も見受けられることから、「拡充型」における対象外措置が継続されれば、今後企業の流出が進むおそれがある。

(5) 地方創生の更なる推進や東京一極集中の是正の観点を踏まえると、当該制度を令和 6 年度以降も継続することが必要である。

また、「拡充型」については、本市よりも人口が多く、かつ人口集中地区があるにも関わらず、全域が対象となっている都市もあるなど、現在の人口実態ベースと乖離しているため、現状を反映した区域設定に見直すことが必要である。

3 本市の取組

(1) 本市では、産業振興、雇用の増加、税収の増加を目的に、地域企業の事業拡大支援と市外企業誘致を図るため、企業の本社・工場・開発拠点・研究所の新增設等を促進する補助金等の支援制度を創設し、企業立地を促進してきた。

(2) 令和 3 年 8 月に策定した「行財政改革計画 2021-2025」に掲げる「都市の成長戦略」において、担税力の強化を目指した様々な取組を牽引するリーディング・チャレンジの中でも、企業誘致を最重要の取組の一つに位置付けている。

(3) 令和 4 年 12 月に、京都の景観の守るべき骨格の堅持を前提とした都市計画の見直しとの連動による「京都市企業立地促進プロジェクト（構想）」を発表し、令和 5 年度からプロジェクトを強力に推進している。

【提案・要望事項】

京都・近畿の発展に大きな可能性を有する、

京都刑務所（山科区、敷地10万7千m²、地下鉄柳辻駅徒歩5分）

京都拘置所（伏見区、敷地2万7千㎡、近鉄上鳥羽口駅・地下鉄くいな橋駅徒歩5分）

京都運輸支局（伏見区、敷地2万㎡、近鉄上鳥羽口駅・地下鉄くいな橋駅徒歩5分）

など、国有地の有効活用の検討

1 提案・要望

3 施設の現在地への移転から半世紀以上が経過し、宅地化や交通利便性の向上など、周辺環境が著しく変化する中で、京都のみならず、未来の近畿の発展にとって大きな可能性を有する国有地について、我が国の地方創生を推進する観点から、施設の移転をはじめとした有効活用の検討を具体的に進めていただくよう求める。

2 京都刑務所（現在地への設置から 90 年以上が経過）の敷地

- (1) 施設の移転当時、周辺地域は田畑であったが、その後、宅地化が進み、さらに山科駅前地区第一種市街地再開発事業の実施等による都市環境の向上もあり、現在は典型的な近郊住宅地に変貌。

- (2) 地下鉄東西線の開通(平成9年)、京都高速油小路線(現第二京阪道路)の開通(平成23年)、新十条通(稲荷山トンネル)の開通(平成20年)・無料化(平成31年)により、交通便利性が格段に向上。



- (3) 施設に近接する外環状線の沿道において、若者・子育て世代のニーズに合った居住環境の創出に向け、沿道空間の魅力向上に資する場合は高さ規制を無制限にするなどの都市計画の見直しを実施（令和5年4月）。

3 京都刑務所敷地の活用を核とする未来の山科のまちづくり戦略（平成31年2月策定）

- (1) 策定に当たっては、

ア 学識経験者、地元大学、地元経済界、市民等で構成する「山科の未来を語る懇談会」で議論

イ 刑務所が立地する山科区の全 13 学区の自治連合会会長への「説明会」で意見交換

ウ 市民意見募集（パブリック・コメント）を実施

⇒ 487 人の市民等から、895 件の意見が寄せられる。

約 7 割の方が戦略に肯定的な意見

- (2) 多くの市民等の夢と希望、情熱が込められた戦略を策定。
- (3) 刑務所敷地に【居住】、【新産業・働く場】、【学び・交流】、【文化・ものづくり・観光】のうち、複数の機能・施設を導入する活用案を提示。

4 京都拘置所及び京都運輸支局（現在地への設置から 50 年以上が経過）の敷地

- (1) 当該地を含めた周辺地域を「らくなん進都」と位置付け、世界を舞台に活躍する企業をはじめ、ものづくり企業等の立地誘導を推進中。
- (2) 地下鉄烏丸線の延伸（昭和 63 年）や京都高速油小路線（現第二京阪道路）の開通（平成 23 年）により、交通利便性が格段に向上。
- (3) 両施設を含む「らくなん進都（鴨川以北）」において、オフィスや研究開発機能の集積に向け、容積率を最大 1,000%に引き上げるなどの都市計画の見直しを実施（令和 5 年 4 月）。



※網掛け部分は「らくなん進都」の区域内

5 ものづくり都市・京都の発展に繋がる京都拘置所及び京都運輸支局の敷地活用案（令和 2 年 3 月策定）

- (1) 策定に当たっては、
 - ア 近畿 2 府 4 県に本社が所在するものづくり企業を対象に両施設敷地に係る事業者アンケートを実施
 - ⇒ 216 社（約 4 割）が両施設敷地について、産業用地として魅力的であると回答
 - イ 経済団体や事業者、学識者、地域の皆様から意見を聴取するとともに、市民意見募集（パブリック・コメント）を実施
 - ⇒ 196 人の市民等から、299 件の意見が寄せられる。
 - 約 9 割の方が活用案に肯定的な意見
 - ⇒ 多くの市民、事業者、経済団体等の敷地活用への高い期待が込められた活用案を策定
- (2) まとまった土地が少ない「らくなん進都」において、企業集積をより一層促進し、まちづくりを加速させるための両施設敷地の有効活用の方向性や望ましい導入機能、具体的な誘致候補施設を提示。

敷地活用の方向性・望ましい導入機能	誘致候補施設の想定例
ものづくり企業の事業拡大の受け皿となる機能	- らくなん進都内外の企業の新規拠点 - インキュベーション施設 等
企業立地の決め手となる付加価値・魅力を創造する機能	- 国の研究機関、民間研究施設 - レンタルラボ 等
らくなん進都のイメージを発信するシンボリックな企業の誘致	AI、IoT、ビッグデータ、ロボット等の分野で活躍する企業 等
企業のイノベーションによる成長をサポートする機能	学会等の研究会や、企業の新製品発表等が行われている産業交流施設 等

【提案・要望事項】

地域の実情に合わせた、より柔軟な地域脱炭素実現のための支援

1 提案・要望

脱炭素先行地域に選定していただいたことに御礼申し上げます。選定を受け、全国の脱炭素ドミノを先導する取組を進めていくとともに、地域脱炭素実現のため、地域の実情に合わせたより柔軟な支援となるよう以下のとおり求める。

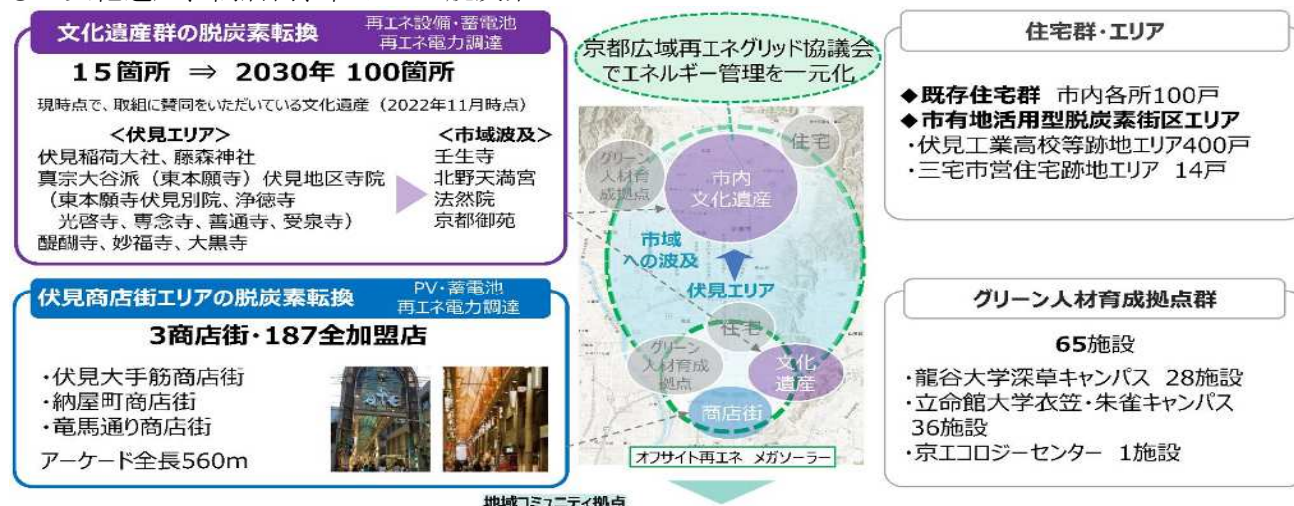
- (1) 「複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームを構築」するという、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（以下「交付金」という。）の創設趣旨に照らし、自治体が計画的かつ継続的に取組を推進できるよう、事業計画期間内の交付額を確実に担保するとともに、交付金のメリット（事業実施時期が柔軟に対応可能、最大で2／3の交付率となる等）をより有効に活用できるよう、各省庁補助金等とのすみ分けは極力緩やかな取り扱いとすること。
- (2) 自治体が、地域特性等も踏まえ、創意工夫のもとに独自性や先進性の高い取組を積極的に展開しやすいよう、交付金の適用範囲や要件について、より幅広い設定、より合理的な進捗管理の仕組みにするなど、弾力的な運用へ見直すこと。

2 現状・課題

- (1) 2050 ゼロを目指す動きは全国に大きく広がっており（令和5年3月末時点で934自治体が、2050年CO₂排出量正味ゼロを目指すことを表明）、脱炭素先行地域に限ることなく、2050 ゼロ達成に向けて意欲的な自治体への財政支援が必要。
- (2) また、国の「地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月策定）」において、2030年までに脱炭素を実現する「脱炭素先行地域」を少なくとも全国100箇所で創出することが示された。併せて、国においてもこれからの5年間に政策を総動員し、脱炭素の実現に向けて人材・情報・資金の面から積極的に支援することが示され、資金面の支援として、令和4年度に、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の新設された（環境省令和4年度予算200億円、令和4年度第2次補正予算額50億円、令和5年度予算350億円）。
- (3) 令和4年4月に最初の脱炭素先行地域が選定されるなど、国と自治体が協働する地域脱炭素の取組が始まったところであるが、目標年（2030年）に向けて、全国で脱炭素ドミノを引き起こしていくためにも、重点対策加速化事業を含む、国の継続的かつ包括的な支援とともに、国による事業の進捗管理が自治体の過大な負担とならないよう配慮が必要。特に、今後、各自治体が着実に目標に向けて取組を進めるためには、地域脱炭素に取り組む自治体数の拡大を見据え、国において予算規模を拡大し、十分な額を確保したうえで、地域の実情に合わせた支援を行うことが必要。

<参考1：京都市の脱炭素先行地域の取組について>

● 文化遺産、商店街、住まいの脱炭素



歴史の古い文化遺産や商店街等を脱炭素転換することを通じて、
訪れてよし、商ってよし、住んでよしのサステナブルな賑わいを創出

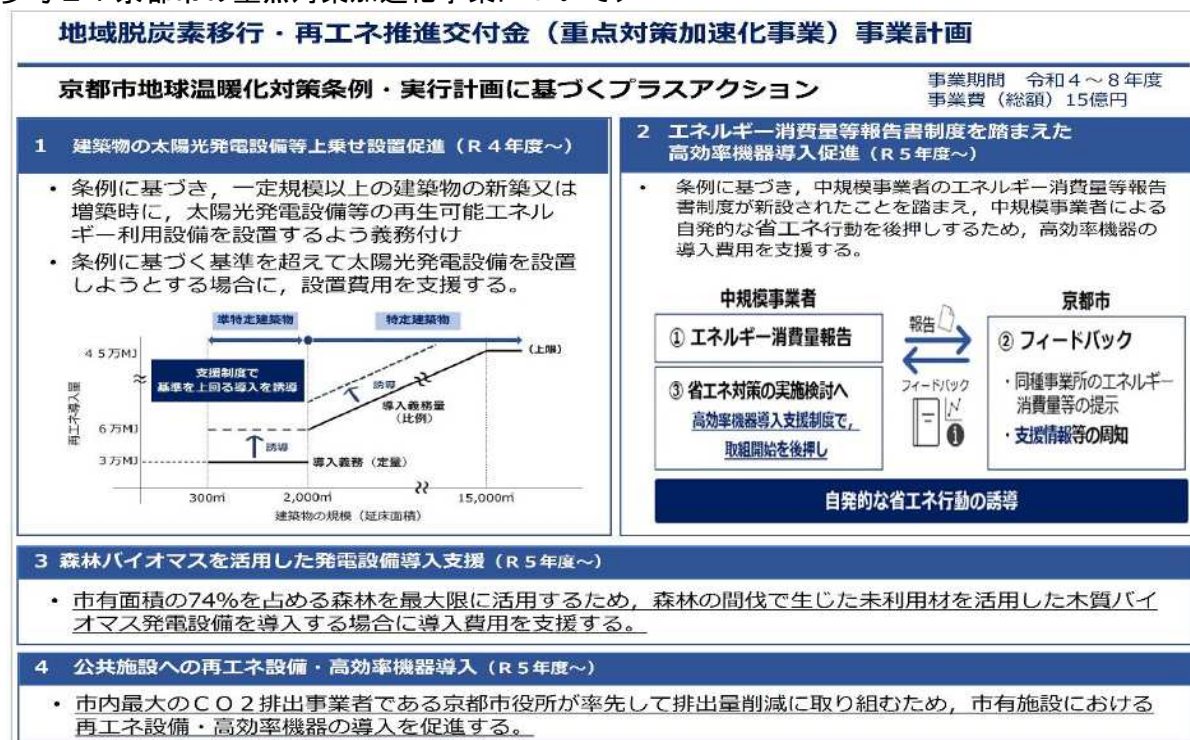
● 脱炭素転換を支える基盤的取組

- ・ 京都広域再エネグリッド協議会（仮称）で地域貢献型の再エネ供給を行うとともに、余剰電力の融通、デマンドレスポンス（電力会社の要請に応じて消費者が節電・蓄電などを行い、達成すると報酬を受け取ることができる仕組み）等で需給調整を行う。
- ・ グリーン人材育成（先行地域をフィールドに脱炭素ライフスタイル行動変容を促進）とグリーン人材育成拠点の脱炭素転換に取り組む。
- ・ ローカル・グリーンインパクトファイナンスで自治体負担のない民間資金供給の枠組整備を行う。また、金融機関、機関投資家、市民が出資の担い手となる脱炭素ファンドを組成し、地域の金融・企業・市民・行政が連携して環境・社会に良いインパクトを創出する地域金融モデルを生み出す。

● 移動の脱炭素

- ・ 点在する文化遺産を巡るタクシーのEV転換（738台）
- ・ 旅行代理店や大学生が、MKタクシーと連携してゼロカーボン修学旅行を企画・実施
- ・ 伏見稲荷駅をゼロカーボンステーション化

<参考2：京都市の重点対策加速化事業について>



【提案・要望事項】 市・府共同提案**国の財源（個別補助事業、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金）の確保・拡充****1 提案・要望**

本市が取り組む都市基盤の強化と都市の魅力向上に資する社会基盤整備事業に対して、令和5年度は、国土交通省から本市要望額の8割を超える補助金・交付金を措置していただいたことに御礼申し上げる。引き続き、資材価格が高騰する中でも社会基盤整備事業を着実に推進するためには、十分かつ安定的な財政措置が必要不可欠であることから、以下のとおり求める。

- (1) 個別補助事業、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の十分な財源確保・拡充
- (2) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による安定した財政支援、及び5か年加速化対策後も、防災・減災、国土強靱化に資する事業を切れ目なく進めるための継続的な支援

2 本市における国土交通省補助金の活用状況

- (1) 本市では、都市基盤の強化と都市の魅力向上に資する社会基盤整備事業に対し、道路メンテナンス事業をはじめとする「個別補助事業」や「社会資本整備総合交付金」、「防災・安全交付金」を活用し、計画的に事業を推進。
- (2) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、近年激甚化する自然災害に備え、市民の安心・安全を守るための防災・減災対策に取り組んでいる。

【令和5年度当初予算 国費の措置状況】

(単位：百万円、%)

事業区分	要望額	内示額	不足額	内示率
道路（新設、改築、のり面对策、橋りょう健全化、舗装修繕、無電柱化など）	2,869	2,037	832	71.0
都市再生整備計画事業	232	206	26	88.8
公園	280	273	7	97.5
河川	229	209	20	91.3
区画整理事業	394	272	122	69.0
住宅・建築物	2,135	1,890	245	88.5
古都保全・風致美観	136	116	20	85.3
下水道	3,938	3,617	321	91.8
合計	10,213	8,620	1,593	84.4

【提案・要望事項】 市・府共同提案

将来を見据えた広域的な道路ネットワークの構築

1 提案・要望

中心部をはじめとする市内の交通渋滞の解消、災害時におけるリダンダンシーの確保、周辺都市との道路ネットワーク強化のため、以下のとおり求める。

- (1) 堀川通の機能強化（バイパス整備等）に向けた、早期の事業計画策定
- (2) 京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路ネットワークの実現に向けた総合的な検討
- (3) これらについて、財源確保を含めた整備手法の検討を行う中で、地方自治体の財政負担を最大限軽減するための工夫

2 現状・課題

- (1) 堀川通、及び京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶルートについては、国において令和3年7月に策定された「近畿ブロック・新広域道路交通計画」で広域道路ネットワーク路線として位置付けられたほか、令和4年4月には物流の観点から機能強化を推進する「重要物流道路」としても位置付けられている。
- (2) また、堀川通については、「将来道路ネットワーク研究会」（国・府・市及び有識者で構成）において、「堀川通の整備が喫緊の課題である」との意見が平成30年1月に取りまとめられていることを踏まえ、交通渋滞の解消に向けた取組を早期に進めることが必要。
- (3) 京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶルートについても、同研究会において「広域的な観点から、交通集中の緩和や災害時におけるリダンダンシー確保（ネットワークの多重化）のため、災害に強い道路整備の必要性が高い」との意見があり、今後、取組を進めるに当たっては、周辺地域におけるまちづくりや広域的な道路ネットワークとの連携強化、道路整備の優先順位、整備効果など、広域的な観点からの検討が必要。
- (4) 加えて、これらの実現に向けては、地方自治体の厳しい財政状況を踏まえ、様々な整備手法の検討が必要。



堀川通の交通渋滞状況
(堀川塩小路北側付近)



国道1号（京都・大津間）の被災・通行止め状況
(令和3年8月、大津市追分町付近)
[出典：滋賀国道事務所 Twitter]

【提案・要望事項】

水道施設の老朽化対策及び耐震性の向上に対する、国の財政支援制度における対象の拡充、水道料金に関する採択基準の緩和及び補助率の引上げ

1 提案・要望

水道事業については、令和6年度に厚生労働省から国土交通省等に移管されるが、引き続き、水道施設の老朽化対策及び耐震性の向上に対する財源を十分に確保することはもとより、更なる充実に向けて、以下の点を求める。

- (1) 老朽化した水道施設の更新及び耐震化を推進していくため、現行の国庫補助事業である「水道管路耐震化等推進事業（水道管路緊急改善事業）」において、対象施設を配水支管にまで拡充すること。
- (2) 現行の国庫補助事業である「緊急時給水拠点確保等事業（重要給水施設配水管）」において、水道料金に関する採択基準を緩和すること。
- (3) 老朽管の更新及び耐震化に係る国庫補助事業の補助率を引き上げること。

【参考1：水道管路更新に係る国庫補助事業】

水道管路耐震化等推進事業 (水道管路緊急改善事業) 【補助率：1／3】	・ 布設後 40 年以上経過した基幹管路（導水管・送水管・配水本管）の更新事業が対象で、 <u>配水支管は対象外</u> (配水本管：φ 350mm 以上、配水支管：φ 300mm 以下)
緊急時給水拠点確保等事業 (重要給水施設配水管) 【補助率：1／4】	・ 基幹病院等の給水優先度が特に高い施設に水道水を配水する配水管の耐震化事業が対象 ・ <u>本市は料金水準に関する採択基準※を満たしておらず、補助対象外</u> ※ <u>1 か月に 10 m³使用した場合の家庭用の水道料金が 1,215 円以上</u> (令和 5 年度基準) → <u>京都市：1,067 円</u>

2 現状・課題

- (1) 本市では、今後、昭和40年代から50年代初めにかけて布設した大量の配水管が、順次、更新時期を迎えるため、耐震化も考慮した配水管の計画的な更新に取り組んでいる。更新事業には、多額の事業費を要するものの、収益の増加に結びつかないため、既に多額の企業債残高を有している本市の水道事業会計にとっては非常に大きな負担であり、財源を確保するうえで、国からの財政支援が必須となっている。
- (2) 本市では、国において平成 28 年度に創設された「水道管路耐震化等推進事業（水道管路緊急改善事業）」を活用し、配水本管の更新工事を実施しているものの、同事業の対象施設は基幹管路のみとなっている。現在、優先的に更新を進めている耐震性の劣る初期ダクタイル鋳鉄管の大部分は配水支管で占められており、同事業の対象外となっているため、十分な財政支援を受けることができていない。

- (3) 一方で、重要給水施設に配水する配水管の耐震化については、国の「緊急時給水拠点確保等事業（重要給水施設配水管）」において、配水支管も対象施設となっている。しかし、採択基準として、水道料金が給水人口 5 万人以上の水道事業者における平均料金水準以上であることが求められている中、本市は基準を満たしておらず、補助対象外となっている。
- (4) また、これらの補助事業の補助率については、公共下水道事業の補助率（1／2）と比べ、低い水準となっている。

3 本市の取組

耐震性の劣る初期ダクトイル鋳鉄管を中心とした老朽配水管の更新・耐震化について、平成 25 年度以降スピードアップしながら、推進している。

【参考 2：水道配水管の更新事業費等】

		R 3 (実績)	R 4 (見込)	R 5 (予算)
配水本管 (φ 350mm 以上)	更新延長 (k m)	3. 3	3. 5	4. 6
	事業費 (百万円)	2, 129	2, 514	2, 658
配水支管 (φ 300mm 以下)	更新延長 (k m)	54. 1	54. 3	47. 8
	事業費 (百万円)	11, 261	10, 684	10, 240
配水管全体 (本管＋支管)	更新延長 (km)	57. 4	57. 8	52. 4
	更新率 (%)	1. 5	1. 5	1. 3
	事業費 (百万円)	13, 390	13, 198	12, 898
	うち国費※ (百万円)	108	590	301

※ 一部の配水本管の更新に係る国費

4 要望の効果

本市の配水管更新事業の大部分を占めている配水支管が「水道管路耐震化等推進事業（水道管路緊急改善事業）」の補助対象等となった場合や、国庫補助率が現行（1／3～1／4）よりも引き上げられた場合には、更なる老朽管の更新・耐震化を推進することができる。

【提案・要望事項】

持続可能な公共交通の確保・維持に向けた支援

1 提案・要望

(1) 幹線補助及びフィーダー補助による安定的な財政支援及び制度充実

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（幹線補助）や地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（フィーダー補助）による安定的な財政支援を求めるとともに、フィーダー補助の上限額の引上げなど、更なる制度の充実を求める。

(2) 自家用有償旅客運送等に特化した財政支援制度の創設など、持続可能な住民主体の運送サービスに向けた支援の充実

地域が主体となって運行する自家用有償旅客運送や無償運送に対する支援制度の創設など、地域又は支援を行う自治体に対する国庫補助及び地方財政措置の充実を求める。

2 現状・課題

- 人口減少や高齢化の進行に加え、コロナ禍におけるライフスタイルの変容で利用客が減少するなど、公共交通を取り巻く状況は厳しさを増している。下記バス路線は、市内山間部と市街地を結ぶ唯一の公共交通機関であるが、国の幹線補助・フィーダー補助を活用することで、かろうじて路線を維持している。

《幹線補助路線》

京阪京都交通（原・神吉線）、西日本 JR バス（高雄・京北線）

《フィーダー補助路線》

京都市北区雲ヶ畑バス「もくもく号」



京阪京都交通
(原・神吉線)



西日本 JR バス
(高雄・京北線)



雲ヶ畑バス
「もくもく号」

- 上記路線に加えて、他の路線についても運営状況は厳しく、路線を維持するために幹線補助及びフィーダー補助の潜在的な需要は高まっている。
- また、高齢化の進行に伴い、移動需要の多様化(近距離移動、小規模輸送等)が進んでいるが、交通事業者にとっては、利用者の長期減少傾向に加え、近年のバス運転士不足やコロナの影響による利用者減等により、これらの需要にこたえて路線・ダイヤの拡充を図ることは難しい。このような状況において、地域の共助の取組として住民主体の運送サービス（自家用有償旅客運送、道路運送法における登録又は許可を要しない運送（無償運送））の必要性が高まっている。

- ・ しかし、自家用有償旅客運送の場合、運賃収入だけで運行経費を賄えない、あるいは運賃が高額化する可能性が高く、公的支援等がなければ実施することが難しい。
- ・ 現在、自家用有償旅客運送にはフィーダー補助が活用できるが、自治体ごとに補助上限（対象人口×90 円×0.7+2,000 千円（定額））が設定されており、本市は雲ヶ畑バスもくもく号で大部分を活用していることから、追加で活用できる金額は僅少となっている。

＜フィーダー補助活用額（令和4年度）＞

補助上限額（A） （京都市）	補助活用額（B） （雲ヶ畑）	（A）－（B）
2,008 千円（※）	1,362 千円	646 千円

※ 対象人口（雲ヶ畑：131 人）×90 円×0.7+2,000 千円（定額）

- ・ 本市では、令和3年度に地域団体等が主体となった「住民ボランティアバス」など、地域の共助による生活交通確保に向けた取組に対し、「地域主体の生活交通確保支援」制度を創設し支援しているが、移動需要の高まりに対応するには多額の財政負担が生じることから、更なる財政支援が不可欠な状況である。

3 要望の効果

- ・ 幹線補助及びフィーダー補助による安定的な支援が実現すれば、路線の確保・維持に大いに寄与するとともに、市内全域で持続可能な公共交通を実現し、人口流出の防止や地域の活性化にも寄与する。
- ・ 公共交通の充実や確保・維持が困難となる中、自家用有償旅客運送等に特化した支援制度が創設されれば、自治体や地域の負担軽減につながるとともに、地域の多様な移動需要に応じた住民主体の運送サービスの導入及び継続の後押しとなる。

【提案・要望事項】**「空家等対策の推進に関する特別措置法」の対象拡大****1 提案・要望**

本市では、全国でもいち早く、平成 26 年に「京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例」を施行し、管理不全状態にある空き家（戸建て及び長屋等）に対する指導等を実施しており、令和 3 年度に発出した勧告（83 件）は、全国で最も多く、全体件数（525 件）の約 15%を占めるなど、市民の皆様の安心・安全の一層の確保に向け、大きな成果を上げることができた。

国においても、管理不全空家等の敷地について、固定資産税の住宅用地特例の解除を可能とするための空家特措法の改正を行うなど、空家等対策を確実に前進していただいていることに御礼申し上げます。

更なる対策を進めるためには、長屋のうちの一戸が著しい管理不全状態であっても、一部の住戸に居住者がいる場合は、法の対象外（条例では対象）となっており、強力な指導等ができないといった課題を解消する必要がある。

引き続き、国との連携により、空家等対策を強力に進めるためにも、長屋等の一部空き住戸を法の対象とするよう、法改正を求める。

2 現状・課題

- (1) 令和 4 年度末において、本市が通報を受けて対応が必要となる空き家（建て方が判明しているものに限る）3,814 件のうち、長屋が 1,265 件を占めており、更にその 90%（1,141 件）が一部の住戸に居住者がいるため、管理不全状態の長屋のほとんどが法の対象外となっている。

＜市民からの管理不全空き家の通報件数（令和 4 年度末時点）※建て方が判明しているもの＞

・ 戸建て	2,549 件	}	→	対応が必要な管理不全の長屋（1,265 件） のうち、90%が法の対象外
・ 長屋（全部）	124 件			
・ 長屋（一部）	1,141 件			

- (2) 現在、本市の条例に基づく勧告では、固定資産税等の住宅用地特例が解除されないうえ、過料についても、法の規定より少額であり、現行の法の対象外となる空き家（一部の住戸に居住者がいる著しい管理不全状態の長屋）に対して強力な指導を実施するためには、法の対象拡大が不可欠である。

＜参考：空家特措法と空き家条例における過料の違い＞

	市町村長の命令に違反	立入調査を拒み、妨げ、又は忌避
空家特措法	50 万円以下	20 万円以下
空き家条例	5 万円以下	5 万円以下

- (3) なお、国土交通省では、「外見上長屋等であっても、隣接住戸との界壁が二重構造となっているなど構造上個別の建築物に該当する場合、空家特措法に基づく措置が可能である」旨を法に係るガイドラインに明記されたが、本市のサンプル調査では、これに該当するケースは長屋の一部空き住戸の約 5.5%にとどまる見込みである。

※サンプル調査では、長屋（一部）の 385 件のうち、21 件（約 5.5%）が該当

(参考 1) 長屋の一部空き住戸が管理不全状態である事例

1 建築基準法に基づく代執行事例

平成 28 年度に 3 軒長屋のうち 1 軒を除却



除却前



除却後

2 管理不全空き家事例（長屋の一部空き住戸）

(1) 2 軒長屋のうち 1 軒



(2) 8 軒長屋のうち 1 軒



法に基づく強力な指導ができず、管理不全状態として残っている。

(参考 2) 京都市における空き家に関する取組

- 司法書士などの専門家等による地域での講座の開催、空き家の活用（地域の居場所、留学生の居住、若手芸術家等の居住・制作の場等）に対する支援、空き家所有者に対する指導、勧告、命令等の適正管理に関する取組を進めている。
- さらに、空き家への課税に係る取組として、以下の取組を進めている。
 - ・ 固定資産税における住宅用地特例を適用除外とする本市独自基準を設け、令和 2 年度課税から適用
 - ・ 居住の促進及び土地・建物の有効活用等のため、空き家や別荘、セカンドハウスなどの居住者のない住宅への新税について、令和 5 年 3 月に総務大臣の同意が得られ、新設が正式に決定した。令和 8 年以降に課税を開始する予定。

【提案・要望事項】市・府共同提案

北陸新幹線（敦賀以西ルート）の円滑な整備の推進、地元負担の実質ゼロ乃至極小化及び関西国際空港への延伸

① 市民生活や経済活動への影響に最大限配慮した北陸新幹線（敦賀以西ルート）の円滑な整備の推進

1 提案・要望

- (1) 京都は職住一体のまちであり、市内の整備工事においては、市民生活や経済活動に支障を及ぼさないよう最大限の配慮を求める。
- (2) 山紫水明と称えられる京都の豊かな自然環境や生活環境、我が国を代表する貴重な文化財の保全のため、慎重な調査と十分な地元説明が重要であり、特に、地場産業や生活面などで幅広く活用されている地下水の保存、水質の維持に配慮を求める。

2 北陸新幹線（敦賀・新大阪間）の整備の推進

- (1) 北陸新幹線（敦賀以西ルート）の整備は、日本海側の新たな国土軸形成に寄与するものであり、国土の調和ある発展を目指し、関西経済の地盤沈下を招かないためにも重要な国家プロジェクト。
- (2) 東京・金沢間が先行開業したことにより、北陸圏の人的、経済的交流が近畿圏から首都圏へと大きく移行しつつあることが危惧される。東京一極集中を是正し、北陸・近畿・西日本の均衡発展を図るためにも、北陸新幹線（敦賀以西ルート）の円滑な整備の推進が必要。
- (3) 令和元年5月から、建設主体となる「独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構」が環境影響評価の手続きに着手。本市も京都府との連携の下、配慮書・方法書の縦覧への協力、調査に係る地元説明の際の取次など、関係自治体として同機構に対し適宜協力を行っている。

② 地元負担実質ゼロ乃至極小化のための支援

1 提案・要望

- (1) 京都駅への北陸新幹線延伸の整備効果は、広いエリアに波及することから、駅を設置する自治体に過度の負担が生じないよう、コスト縮減や貸付料の見直し、財政支援の拡充など、地元負担実質ゼロ乃至極小化のための支援を求める。
- (2) 京阪神における交通ネットワークを広く形成し、幹線交通として重要な役割を果たしている在来線が、北陸新幹線の整備に伴いJR西日本から経営分離されないための措置を求める。

2 整備効果の波及、在来線が経営分離されないための措置

- (1) 既存の鉄道ネットワーク（東海道新幹線、東海道本線、山陰本線、湖西線、近鉄等）と結節する京都駅への北陸新幹線延伸の整備効果は、広いエリアに波及。



- (2) これまでの整備新幹線において、大都市近郊区域や新幹線の通らない県内の在来線が並行在来線として取り扱われた例はないと認識。

③ 関西国際空港への延伸

1 提案・要望

基本計画路線である四国新幹線（大阪・大分間）の整備等も視野に入れ、新幹線を新大阪から関西国際空港まで延伸すれば、国内唯一の完全24時間運用の国際空港と首都圏、北陸、京都がつながることで、我が国の産業、学問、文化、観光の振興に寄与し、「文化芸術立国・日本」、「観光立国・日本」の実現に向けて大きな推進力となる。
よって、北陸新幹線の関西国際空港への延伸を求める。

【提案・要望事項】

原油価格・物価高騰を踏まえた、事業者、市民生活に対する支援の充実

1 提案・要望

原油価格・物価高騰に対し、国においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等により、地方自治体を支援いただいたことに御礼申し上げます。本市においても当該交付金等を最大限活用し、事業者や市民生活に対する支援を実施しているが、依然として厳しい状況であり、引き続き、市民生活・京都経済を下支えするため、以下のとおり支援の継続・充実を求める。

(1) 経営への影響が深刻な中小企業等に対する支援

- ・ 幅広い業種を対象に、申請・活用しやすい支援制度を構築するとともに、事業再構築補助金のように、これまで国が実施してきた支援策を充実・再実施すること。
- ・ 燃料油をはじめ、エネルギーや資材等の安定供給及び価格低減に向けた措置の実施や、適正な価格転嫁に向けた発注元事業者に対する指導と監視の徹底など、中小企業等を取り巻く環境整備に取り組むこと。
- ・ 市場関係者をはじめ、中間流通業者の安定経営を図るための財政支援を行うこと。

(2) 地域公共交通事業者等に対する支援

- ・ 市民生活と多様な都市活動に不可欠な動線として、将来にわたって公共交通を維持・確保していくため、地域公共交通事業者等に対する支援を継続・拡充すること。
- ・ 燃料油価格の高騰に対しては、情勢が落ち着くまでの当面の間、国による激変緩和措置を継続・拡充するとともに、新たに市バス・民間バスをはじめ、地域公共交通事業者等に対する補助制度を創設し、更なる支援を行うこと。

(3) 上下水道事業に対する支援

- ・ 上下水道事業の電力使用量の大部分を占める特別高圧契約も対象とした財政支援の継続・充実を図ること。

(4) 社会福祉施設及び医療機関等に対する支援

- ・ 社会福祉施設や医療機関等について、物価高騰により運営が非常に厳しい状況にあることを踏まえ、国が定める報酬単価や公定価格、施設整備に係る国庫補助単価の改定を行うこと。また、物価高騰の状況を踏まえた財政支援を継続すること。

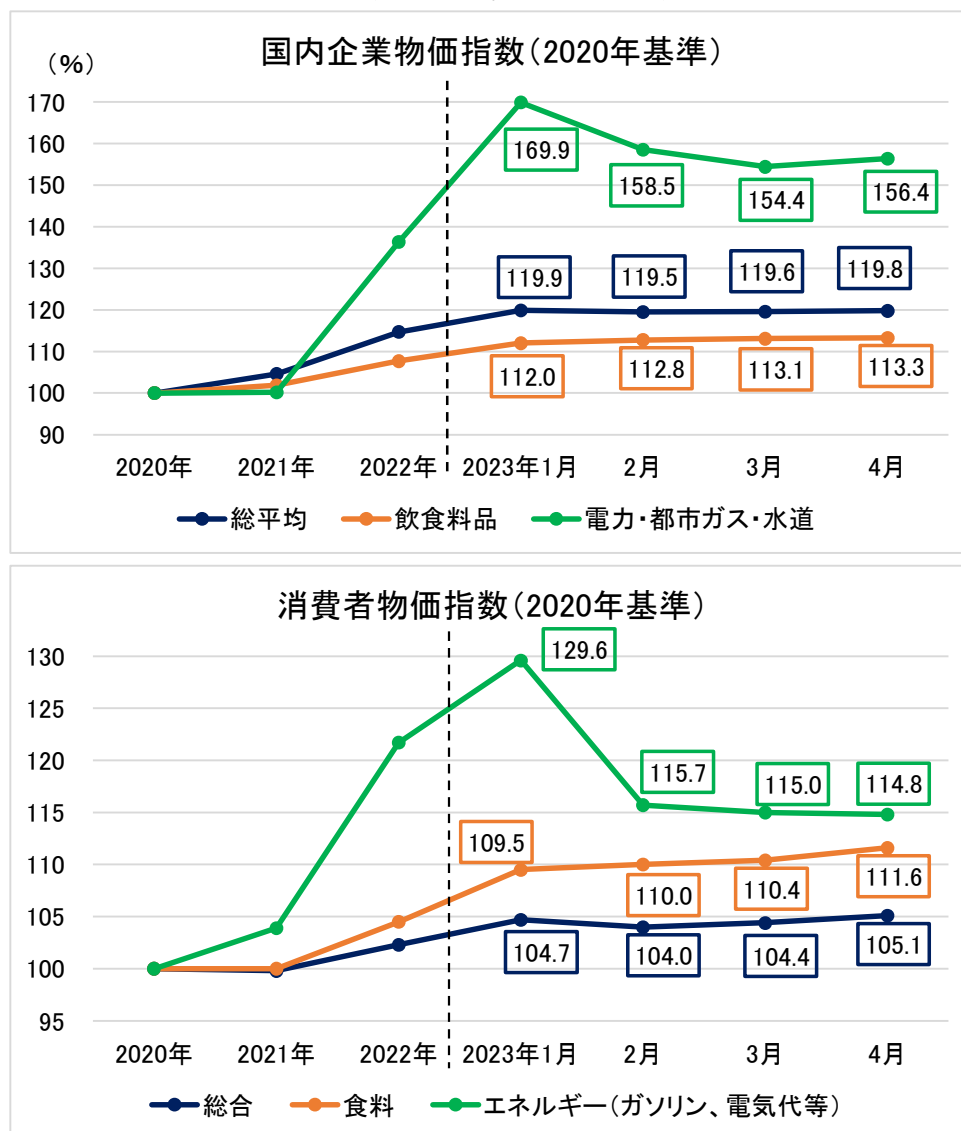
(5) 雇用対策の充実

- ・ 非正規雇用労働者やフリーランス等の不安定な立場にある方に対する支援をはじめ、賃金の引上げに向けた事業者の生産性向上の取組等に対する支援策を充実すること。

(6) 子育て世帯に対する支援

- ・ 保護者負担を増やすことなく、栄養バランスや分量を保った学校給食を実施するためにも、学校給食用の食材費高騰に対する財政支援を継続すること。

<参考：国内企業物価指数及び消費者物価指数（2020 年基準）>



出典：日本銀行「国内企業物価指数（2020 年基準）」、総務省「2020 年基準消費者物価指数」

2 本市の取組

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等も活用しながら、原油価格や物価高騰の影響を受けた市民や事業者の負担軽減を実施。

総額：42,341 百万円（金額は令和 4 年度予算（補正）＋令和 5 年度予算（当初、補正））

<主な取組内容>

- ・ 中小企業や小規模事業者等の事業活動継続に向けた支援（5,512 百万円）
- ・ 農業者等の収益改善に資する取組に対する支援（176 百万円）
- ・ 地域公共交通等の運行維持に向けた支援（1,209 百万円）
- ・ 学校給食費の保護者負担支援（250 百万円）
- ・ 福祉、子育て施設における運営費に対する支援（2,100 百万円）
- ・ 広域型特別養護老人ホーム整備に対する支援（22 百万円） など